磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年10月
磯子警察署 生活安全課

暫定値

令和6年9月末現在

町名		全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
区内全域	令和6年	440	4	34	27	23	4	271	4		15	88	18	12	43	91	28	76
	令和5年	434		40	26	18	8	292	8	2	4	97	10	18	72	81	8	68
	増減	6	4	-6	1	5	-4	-21	-4	-2	11	-9	8	-6	-29	10	20	8
磯子	令和6年	54	1	5	7	5	2	30			3	12		1	7	7	5	6
	令和5年	50		3	1	1		32	3			7	1	1	15	5	2	12
	増減	4		2	6	4	2	-2	-3		3	5	-1		-8	2	3	-6
磯子台	令和6年	6		1	1	1		3				1				2	1	
	令和5年	3		1														2
	増減	3			1	1		3				1				2	1	-2
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
岡村	令和6年	37		1	1	1		29	1		4	7	5		3	9	2	4
	令和5年	24		2	5	4	1	13	1	1		1		2	2	6		4
	増減	13		-1	-4	-3	-1	16		-1	4	6	5	-2	1	3	2	
上町	令和6年	2	1					1			1							
	令和5年	1						1				1						
	増減	1	1								1	-1						
上中里町	令和6年	6						3			1		1			1		3
	令和5年	11		1	1		1	9				3	1	1	1	3		
	増減	-5		-1	-1		-1	-6			1	-3		-1	-1	-2		3
栗木	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	10		2	3	3		5					1			4		
	増減	-7		-2	-3	-3		-2								-2		
坂下町	令和6年	2						2				1				1		
	令和5年	1						1				1						
	増減	1						1								1		
汐見台	令和6年	10			1	1		6						1		5	1	2
	令和5年	5						3				1		2				2
	増減	5			1	1		3				-1		-1		5	1	
下町	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	3						2				2						1
	増減	0						1				-2	1			2		-1
新磯子町	令和6年	4	1	1														2
	令和5年	0																
	増減	4	1	1														2
新杉田町	令和6年	13		3				8				4			1	3		2
	令和5年	10		1				8			1	2			1	4		1
	増減	3		2							-1	2				-1		1
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	1																1
	増減	-1																-1
杉田	令和6年	69		8	6	5	1	33				8	1	1	10	13	5	17
	令和5年	81		11	1		1	59			2	21	1	4	19	12	1	9
	増減	-12		-3	5	5		-26			-2	-13		-3	-9	1	4	8

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値

令和6年9月末現在

町名		全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
杉田坪呑	令和6年	0																
	令和5年	1						1			1							
	増減	−1						−1			−1							
滝頭	令和6年	15		2				10			1	3	3			3		3
	令和5年	12		2				5		1		1	1	1		1	1	4
	増減	3						5		−1	1	2	2	−1		2	−1	−1
田中	令和6年	4			1	1		3			1	2						
	令和5年	6		2				3				3						1
	増減	−2		−2	1	1					1	−1						−1
中浜町	令和6年	2						2				2						
	令和5年	2						1								1		1
	増減	0						1				2				−1		−1
中原	令和6年	23		1	2	2		13			1	4	2		2	4	2	5
	令和5年	14		3	2	2		8				5				3		1
	増減	9		−2				5			1	−1	2		2	1	2	4
西町	令和6年	8		1				7				4	1			2		
	令和5年	16		2				10	1			6		1	2		1	3
	増減	−8		−1				−3	−1			−2	1	−1	−2	2	−1	−3
原町	令和6年	3		2				1								1		
	令和5年	4			1	1		1								1		2
	増減	−1		2	−1	−1												−2
馬場町	令和6年	2						1				1						1
	令和5年	2			1	1		1				1						
	増減	0			−1	−1												1
東町	令和6年	16		2				11				9			1	1	1	2
	令和5年	6						6				4	1			1		
	増減	10		2				5				5	−1		1		1	2
久木町	令和6年	9	1	2				3					1			2	1	2
	令和5年	7			1	1		6					1		2	3		
	増減	2	1	2	−1	−1		−3							−2	−1	1	2
氷取沢町	令和6年	3						3	1					2				
	令和5年	1						1						1				
	増減	2						2	1					1				
広地町	令和6年	5						1				1					1	3
	令和5年	4						2							2			2
	増減	1						−1				1			−2		1	1
丸山	令和6年	24		1	2	1	1	18			2	8		3		5	3	
	令和5年	19		2	1	1		13	1			5	1		2	4	1	2
	増減	5		−1	1		1	5	−1		2	3	−1	3	−2	1	2	−2
峰町	令和6年	2						2								2		
	令和5年	1																1
	増減	1						2								2		−1
森	令和6年	59		2	2	2		42	1		1	11		1	10	18	2	11
	令和5年	58		3	1		1	41	2			9		1	17	12	1	12
	増減	1		−1	1	2	−1	1	−1		1	2			−7	6	1	−1
森が丘	令和6年	1																1
	令和5年	5						1						1				4
	増減	−4						−1						−1				−3
洋光台	令和6年	55		2	4	4		33	1			10	2	3	9	8	4	12
	令和5年	76		5	8	4	4	59				24	2	3	9	21	1	3
	増減	−21		−3	−4		−4	−26	1			−14				−13	3	9

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況

令和6年 10月号

1　発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	159	0	180
前年累計	214	3	251
前年比	−55	−3	−71

＊令和６年 ９月末現在

磯子警察署管内は９月末まで交通事故の発生は前年比マイナスを維持できているので、引き続き交通ルールを守った運転をしましょう。自転車や歩行者の絡む交通死亡事故が増えていますので、今一度交通ルールを確認し事故防止に努めましょう。

2　類型別発生件数

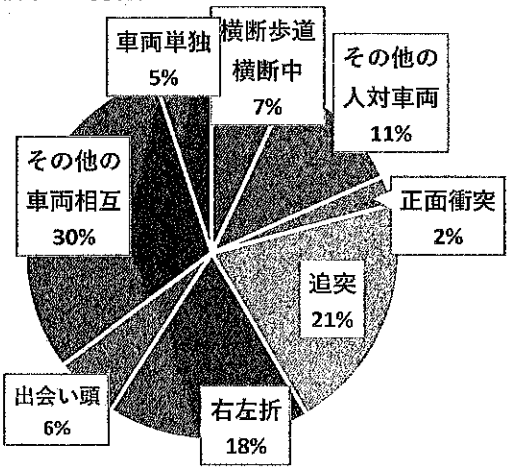

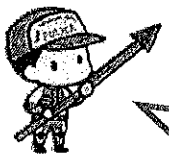

車間距離をしっかり保って走行しましょう。

3　路線別発生件数

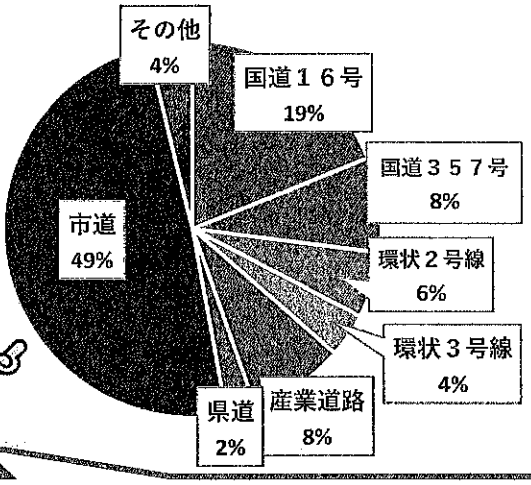

幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4　二輪車の事故

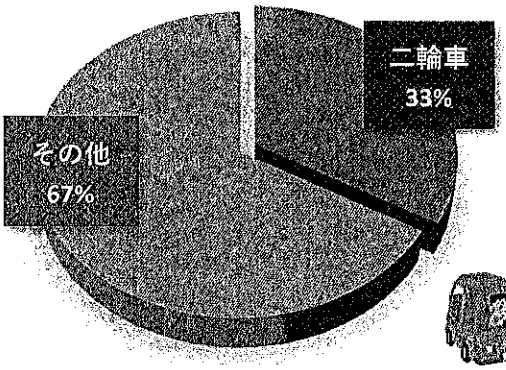

※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5　自転車の事故

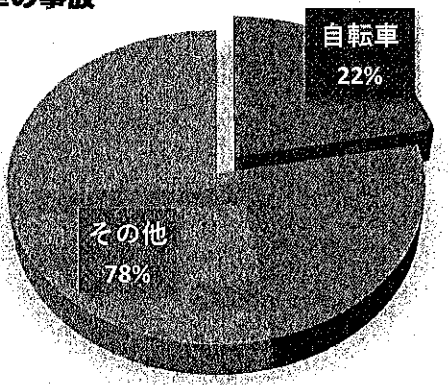

※全事故のうち自転車が含まれる割合

＊バイクは正面からだと速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
＊自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

暗くなるのが早くなってきていますので、早めのライトの点灯と、歩行者は反射材等を活用し、それぞれ事故に遭わないよう努めましょう。

安全は心と時間のゆとりから　特殊詐欺にも注意しましょう！

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1　車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。
歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。
信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。
また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3　夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4　飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5　ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

知っていますか？
特定小型原動機付自転車

詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和５年７月１日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶりましょう！

神奈川県警察　交通総務課

公式Ｔｗｉｔｔｅｒ

交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
ＱＲコードを読み取ってアクセスしてみて下さい！

磯子警察署マスコットキャラクター

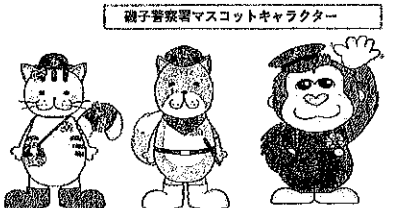

いそにゃ　いそっく　イソゴリくん

磯子区連合町内会長会資料
令 和 ６ 年 10 月 17 日
磯 子 消 防 署 警 防 課

令和６年中の火災・救急状況

＜令和６年１月１日～令和６年９月 30 日＞

※令和６年中の数値にあっては速報値であり、確定値ではありません。

■　区内の火災発生状況（９月）

・９月８日（日）　磯子区広地町　　建物火災
・９月 15 日（日）　磯子区上町　　その他火災
・９月 26 日（木）　磯子区洋光台三丁目　高層建物火災

■　区内の火災件数等

		令和５年	**令和６年**	増減
火災件数		15 件	**14 件**	△１件
種別	建物	10 件	**11 件**	１件
	車両	１件	**１件**	０件
	その他	４件	**２件**	△２件
焼損床面積		548 ㎡	**180 ㎡**	△368 ㎡
死者数		０人	**１人**	１人
負傷者数		４人	**１人**	△３人

■　市内の火災件数等

		令和５年	**令和６年**	増減
火災件数		557 件	**486 件**	△71 件
種別	建物	325 件	**332 件**	７件
	車両	68 件	**48 件**	△20 件
	その他	164 件	**106 件**	△58 件
焼損床面積		5,794 ㎡	**5,016 ㎡**	△778 ㎡
死者数		12 人	**20 人**	８人
負傷者数		91 人	**84 人**	△７人

■　区内・市内の救急件数

・区内　8,733 件（昨年比 39 件減）　・市内　191,908 件（昨年比 2,346 件増）

～区内月別救急件数～

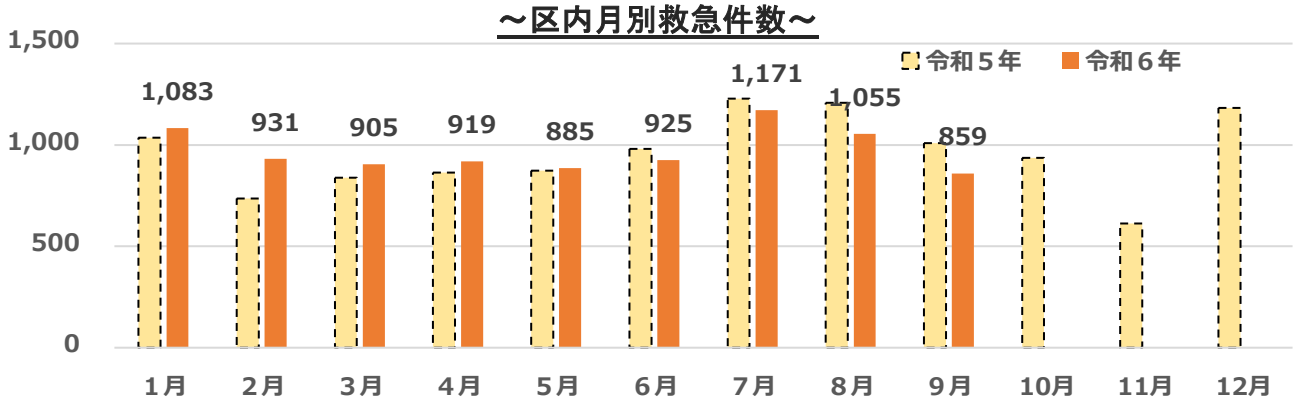

リチウムイオンバッテリー火災について学びましょう！

近年、急速に普及しているリチウムイオンバッテリーを原因とした火災が多く発生しています。身近なものになっていますが、使い方を誤ると火災につながる恐れがあります。

特に令和6年度は、9月 15 日現在ですでに **28 件**が発生しており、過去3年平均と比較して5件の増加となっています。

【火災事例】

就寝中に爆発音がしたため、部屋を確認したところ、充電中のモバイルバッテリーから煙が発生しているのを発見し、危険を感じて庭先に投げ捨てたところ、再度爆発を起こして出火した。

【身近にあるリチウムイオンバッテリー製品】

・スマートフォン、モバイルバッテリー、ノートパソコン、掃除機、電子タバコ、デジタルカメラ等

【リチウムイオンバッテリーが使用されている製品を使う際の注意点】

① 製品本体に強い衝撃、圧力を加えない。高温の環境に放置しない
② 充電中は周囲に可燃物を置かない
③ 膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど異常を感じたら使用しない
④ 充電コネクタの破損や水濡れに注意する

上記注意点を守り、リチウムイオンバッテリーの火災を防ぎましょう。

よこはま防災 e パーク内の短時間動画でさらに詳しく学ぶことができます。

よこはま防災 e-パークトップ画面（スマートフォン）

よこはま防災 e-パーク 二次元コード

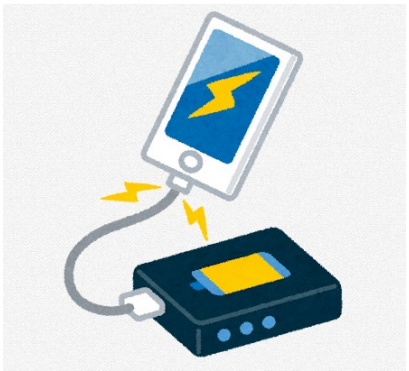

磯子区連合町内会長会資料
令和６年 １０ 月 １７ 日
磯子消防署総務・予防課

秋の火災予防運動の実施について【周知依頼】

１　事業の趣旨

令和６年 11 月９日（土）から 11 月 15 日（金）は全国秋の火災予防運動期間です。

これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。「火を使っているときは、その場を離れない」「ストーブやコンロ等の周りに燃えやすいものを置かない」など、火災予防の意識を高めていただきますよう、お願いします。

磯子消防署では、火災予防運動の一環として住宅用火災警報器の一斉点検及び「消防フェス」を実施しますので、別添チラシをご確認いただき、各自治会町内会の皆様へお知らせいただきますよう、お願いします。

２　住宅用火災警報器の一斉点検について

11 月９日（土）は、横浜市で一斉点検の日となっています。火災の発生にいち早く気が付き、被害を最小限にするため、平成 23 年６月から設置が義務化されています。寝室、台所、階段等に設置されている住宅用火災警報器の点検を実施しましょう。点検後、不具合があった場合や、設置から 10 年以上経過している場合は交換をお願いします。

住宅用火災警報器の
一斉点検方法

３　消防フェスについて

令和６年 11 月９日（土）午前 10 時から 12 時まで
杉田１丁目ふれあい広場（らびすた新杉田）
※事前申し込みの必要はありません。詳細は添付チラシをご確認下さい。

４　お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あてチラシを送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

５　その他

ご不明点については、下記担当までお問合せ下さい。

連絡先：磯子消防署　総務・予防課
担　当：岩永、五嶋
電　話　FAX：045-753-0119
E-mail：sy-isogo-sy@city.yokohama.lg.jp

In らびすた

消防フェス

2024
11.9 SAT
10:00~
12:00

杉田一丁目ふれあい広場
（らびすた新杉田）

「横浜ビー・コルセアーズ」チアリーディングアカデミーダンスステージ（たきがしら会館スクール生）

プロバスケットチーム横浜ビー・コルセアーズのチアリーダー「B-ROSE」が展開するアカデミーのみなさんがダンスステージを実施します。

「マルタの冒険」のマルタがやってくる

テレビやYouTubeでも活躍するマルタがフェスでも大活躍?!

マルタの冒険PROJECT

横浜市消防音楽隊による演奏

横浜市消防音楽隊（ポートエンジェルス119）がドリル演奏を実施します。

救助訓練

杉田特別救助隊による救助演技を実施します。

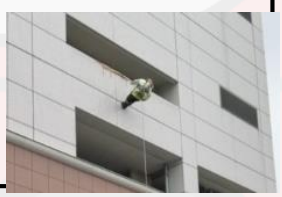

各種ワークショップ

地震体験、消火器体験、こども防火衣着装体験等防災について学べるコーナーもあります。

きてね

【問合せ先】 磯子消防署 総務・予防課
☎ 045-753-0119

市連会 10 月定例会説明資料
令 和 6 年 10 月 11 日
こども青少年局企画調整課

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
（第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）
素案に係るパブリックコメントの実施について

子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援分野の総合計画である、第２期横浜市子ども・子育て支援事業計画が令和６年度で終了となることから、今年度、第３期事業計画を策定します。第３期事業計画は、令和５年４月に施行された「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、一体的に推進していく予定です。

このたび、計画素案を取りまとめましたので、10～11 月に、市民の皆様をはじめ関係者の皆様からご意見を募集するパブリックコメントを実施します。ぜひご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【お願いしたいこと】

区連長：ご承知おきください。
地区連長：地区連合町内会長会で情報提供をお願いします。
単位会長：単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

【パブリックコメントの概要】

１　募集期間
令和６年 10 月 17 日（木）～令和６年 11 月 15 日（金）

２　意見募集リーフレットの配布場所
募集期間中、区役所、横浜市市民情報センター、地区センター等で配布
※　計画素案の全体（冊子）は、各区役所広報相談係・こども家庭支援課、横浜市市民情報センター、横浜市こども青少年局企画調整課及び本市ホームページで閲覧できます。

３　意見提出方法
電子申請・届出システム、電子メール、郵送、ＦＡＸ

４　その他
広報よこはま 10 月号でお知らせしているほか、記者発表も行います。
また、「こども基本法」の趣旨を踏まえて、パブリックコメントの一環として、こどもを対象とした意見募集も実施します。

【スケジュール（予定）】

令和６年 12 月　パブリックコメントの結果公表
令和７年３月　　計画策定

【添付資料】

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案（概要版）

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案（やさしい概要版）

担　当：こども青少年局企画調整課　宗川、中村

電　話：６７１－４２８１

ＦＡＸ：６６３－８０６１

Ｅ-mail：kd-kikaku@city.yokohama.lg.jp

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
（第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案の概要

第１章　計画について【概要版１ページ】

（１）趣旨及び位置づけ

本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

（２）計画期間

令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

（３）対象

心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までのこどもとその家庭とします。

第２章　こどもや子育てを取り巻く状況【概要版２ページ】

（１）人口や少子化の状況

〇本市の出生数は減少傾向にあり、令和４年時点で 2.3 万人です。

（２）こども・家庭の状況

〇母親の就労、共働き世帯の割合が増加しています。
〇妊娠中や出産後半年くらいまでの間の子育てに対する不安感は高い状態が継続しています。
〇こどもの安全・安心で身近な居場所へのニーズが増加しています。
〇児童虐待相談対応件数は令和５年度には 14,035 件と、過去最多となっています。
〇不登校やいじめ、虐待、自殺企図、ひきこもり、無業状態、こどもの貧困等様々な課題があります。

（３）地域・社会の状況

〇地域とつながる場や機会、子育てに対する周囲の理解に対する期待が高まっています。
〇子育て支援サービスの利用等におけるデジタル活用に対するニーズが高まっています。

第３章　本市の目指すべき姿と基本的な視点【概要版３ページ】

（１）目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

（２）計画推進のための基本的な視点

①こどもの視点に立った支援
②すべてのこどもへの支援
③それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
④こどもに内在する力を引き出す支援
⑤家庭の子育て力を高めるための支援
⑥子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

第４章　施策体系と事業・取組【概要版４～15 ページ】

第３期事業計画では、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として新たに重点テーマを設定します。「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、２つの重点テーマ、３つの施策分野、９つの基本施策により、計画を推進していきます。

（２つの重点テーマ及び３つの施策分野と９つの基本施策）

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

施策分野１ すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策１	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策２	地域における子育て支援の充実
	基本施策３	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策４	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策５	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野２ 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策６	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策７	ひとり親家庭の自立支援／ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策８	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野３ 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策９	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

第５章　保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

【概要版 16～17 ページ】

事業計画では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、５年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（確保量）を定めることとされています。

国の基本指針等に基づき、令和５年度に実施した「利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めます。

第６章　計画の推進体制等について【概要版 18 ページ】

第２期計画に引き続き、様々な主体により計画を推進するとともに、計画の着実な推進のため、「横浜市子ども・子育て会議」において実施状況の点検・評価を実施します。

また、こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成やこども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を推進します。

第３期事業計画では、新たにこどもの意見を施策へ反映するための体制整備を行い、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映の取組を進めます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

（第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）

素案（概要版）

計画期間：令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください

募集期間　令和６（2024）年 10 月 17 日（木）から
令和６（2024）年 11 月 15 日（金）まで

目　次

第 １ 章 計画について 1
第 ２ 章 こどもや子育てを取り巻く状況 2
第 ３ 章 本市の目指すべき姿と基本的な視点 3
第 ４ 章 施策体系と事業・取組 4
重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える 5
重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す 6
基本施策１ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 7
基本施策２ 地域における子育て支援の充実 8
基本施策３ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続 9
基本施策４ 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進 10
基本施策５ 障害児・医療的ケア児等への支援の充実 11
基本施策６ 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実 12
基本施策７ ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援 13
基本施策８ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進 14
基本施策９ 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進 15
第 ５ 章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策 16
第 ６ 章 計画の推進体制等について 18

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
横浜市

第1章　計画について

- ◆ 本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。
- ◆ 第３期事業計画は、第２期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆ 本計画の計画期間は令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。
- ◆ 計画の対象は、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については 39 歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆ 横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

こども基本法、横浜市こども･子育て基本条例と計画の位置付け

- ● 令和５年４月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和５年 12 月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- ● 令和７年４月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第８条において、「この条例を踏まえて策定する」こととしています。
- ● こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

第2章　こども・青少年や子育てを取り巻く状況

1　人口や少子化の状況

◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022 年時点で 2.3万人です。１人の女性が一生のうちに生むこどもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022 年時点で、全国が 1.26 であるのに対して、本市は 1.16 と低い水準となっています。

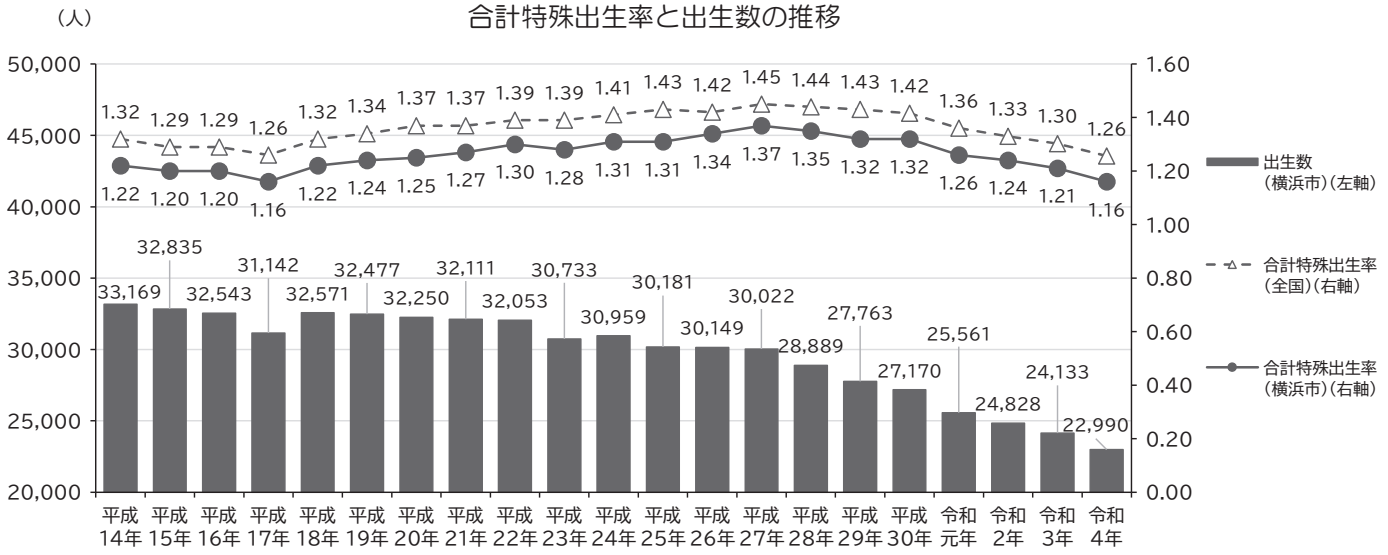

（出典）横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

2　こども・家庭の状況

◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は 69%に上昇しています。未就労の母親は 27%で、そのうち 80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズへの対応が求められています。

◆ 2023 年度に教育・保育事業を利用している割合は０歳児は 27%、１歳児は 63%、２歳児は 75%に上昇しました。

◆ 出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は 72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関しての困りごとは、「子どものしかり方・しつけ」が 56%、「仕事との両立」が 46%、「子どもの教育」が 39%、「経済的な負担」が 38%となっています。

◆ 本市調査では、こどもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が 74%、小学生保護者が 61%で５年前と比較して低下しています。

◆ 本市調査（こども本人向けの質問）では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」を求める声が多くなっています。

◆ 本市の児童虐待相談対応件数は 2023 年度で約 1.4 万件と増加傾向にあります。

◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

3　地域・社会の状況

◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が 48%となっています。

◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。

◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024 年には約 4,200 人と、2014 年の約３倍に増加しています。

第3章　本市の目指すべき姿と基本的な視点

1　目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、
自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

2　計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の７つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援：こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 すべてのこどもへの支援：疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援：こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援：こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援：保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援：誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助･共助･公助～：「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第4章　施策体系と事業・取組

令和５年４月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第３期計画では新たに２つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、２つの重点テーマ、３つの施策分野、９つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓（ひら）く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

基本的な視点

1. こどもの視点に立った支援
2. すべてのこどもへの支援
3. それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
4. こどもに内在する力を引き出す支援
5. 家庭の子育て力を高めるための支援
6. 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
7. 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

重点テーマ／施策分野・基本施策

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策 1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策 2	地域における子育て支援の充実
	基本施策 3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策 4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策 5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策 6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援／ＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策 9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

重点テーマⅠ　すべてのこどものウェルビーイングを支える

背景

- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 「こども基本法」を踏まえて、こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

方向性

（1）多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
（2）こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
（3）年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標（※1）	現状値（R5）		目標値（R11）
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか／②自分のことが好きですか／③自分にはよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

※1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための１つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

主な取組内容

包括的に支える地域ネットワーク	こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実	こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組
● こども家庭センター機能の設置 ● 青少年相談センター事業 ● 困難を抱える若者に対する SNS 相談事業 ● ヤングケアラー支援事業	● こども・若者の居場所づくり ● こども・青少年の体験活動の推進 ● プレイパーク支援事業 ● 安全・安心な公園づくり ● こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援	● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進 ● こどもの意見を聴く取組の推進 ● 児童相談所等の相談・支援策の充実

重点テーマⅡ　子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

背景

- ◆ 本市調査（未就学児保護者）で共働き世帯の割合は 69%、両親共にフルタイム就労している割合は 46%と共働き世帯が増加しています。子育てをしていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、未就学児調査で 46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」によると、本市の両親共にフルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち　次世代を共に育むまち　ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

方向性

（1）子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
（2）こどもの「預けやすさが実感」できている
（3）「小１の壁が打破」されている
（4）子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
（5）子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
（6）子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
（7）親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
子育て家庭がゆとりを実感している割合	今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映	

主な取組内容

- ● 子育て応援アプリ「パマトコ」
- ● にもつ軽がる保育園事業
- ● 中学校給食事業
- ● 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成（よこはま楽家事応援団）
- ● 横浜子育てサポートシステム
- ● 保育・幼児教育の場の確保
- ● 一時預かり事業
- ● こども誰でも通園制度の実施
- ● 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- ● 小学生の朝の居場所づくり事業
- ● 妊婦健康診査事業
- ● 小児医療費助成事業
- ● 妊婦のための支援給付
- ● 出産費用助成事業
- ● 妊産婦・こどもの健康医療相談事業
- ● 妊娠・出産相談支援事業
- ● 地域子育て支援拠点事業
- ● 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- ● 親と子のつどいの広場事業
- ● 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場
- ● 子育て支援者事業
- ● 安全・安心な公園づくり
- ● こどもログハウスリノベーション
- ● 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- ◆ 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。
- ◆ 「予期せぬ妊娠」等、妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制等を充実させることが必要です。
- ◆ 妊娠中から専門的な相談支援を充実させると共に、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させると共に、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ より安心で安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

目標・方向性

（1）妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
（2）妊娠期からの切れ目のない支援の充実
（3）乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
（4）安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

- ● 思春期保健指導事業
- ● 妊娠・出産相談支援事業
- ● 妊婦健康診査事業
- ● 産科・周産期医療の充実
- ● 小児医療費助成事業
- ● 妊婦のための支援給付
- ● 出産費用助成事業
- ● 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- ● こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ● 産後母子ケア事業
- ● 産前産後ヘルパー派遣事業
- ● 産婦健康診査事業
- ● 乳幼児健康診査事業等
- ● 妊産婦・こどもの健康医療相談事業

基本施策2 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ◆ 身近な場所に気軽に相談できる場が求められています。
- ◆ 見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるよう妊娠期からの支援も重要です。また、妊娠期間から地域の親子の居場所を周知すると共に、保護者同士の仲間づくりや、父親の育児参加への対応も求められています。
- ◆ これから親になる世代も含めて、様々な世代に子育て家庭に目を向けてもらい、「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。こども家庭センターと地域資源が連携して「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

目標・方向性

（1）妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

（2）幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供

（3）保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保

（4）地域における子育て支援の質の向上

（5）地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% （R10）
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% （R10）
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% （R10）

主な事業・取組

- ● 地域子育て支援拠点事業
- ● 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ● 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- ● 地域子育て相談機関の設置
- ● 親と子のつどいの広場事業
- ● 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- ● 子育て支援者事業
- ● 未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供
- ● 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成
- ● 子育て応援アプリ「パマトコ」
- ● 横浜子育てサポートシステム
- ● 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- ● こども家庭センター機能の設置

基本施策3　乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

現状と課題

- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期です。「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を周知し、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていく必要があります。
- ◆ 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整えていくことが求められています。
- ◆ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえ、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が必要です。
- ◆ 保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向にあります。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要です。
- ◆ 保育・幼児教育を担う人材の確保に加え、定着を図るため、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげる必要があります。
- ◆ 保育所を利用していないこどもを一時的に預けたいというニーズが低年齢児を中心に増加しています。一時預かり施設を更に拡充していくなど、ニーズへの対応が必要です。

目標・方向性

（1）保育・幼児教育の質の確保・向上
（2）個別に支援が必要な児童に対する支援
（3）保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
（4）保育・幼児教育の場の確保
（5）保育・幼児教育を担う人材の確保
（6）多様なニーズへの対応と充実

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
待機児童数	５人 （R6年４月１日）	０人
こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合※１	今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映	

※1「（仮）『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

主な事業・取組

- ● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進
- ● 「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備
- ● 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- ● 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- ● 保育・幼児教育の場の確保
- ● 私立幼稚園２歳児受入れ推進事業
- ● 保育・教育コンシェルジュ事業
- ● 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- ● 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- ● 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- ● 延長保育事業
- ● 一時預かり事業
- ● こども誰でも通園制度の実施
- ● 病児保育事業、病後児保育事業

基本施策4　学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

現状と課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化、少子化の進展等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。
- ◆ すべてのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。ライフスタイルや価値観の多様化など様々なニーズに応じた居場所が求められています。
- ◆ こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。
- ◆ すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童施策を推進していく必要があります。
- ◆ こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要です。
- ◆ こども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めると共に、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。

目標・方向性

（1）小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり

（2）いわゆる「小１の壁」の打破

（3）こども・若者の成長を支える基盤づくり

（4）こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり

（5）こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかというと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、（公財）よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

主な事業・取組

- ● 放課後児童育成事業
- ● 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- ● 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- ● 小学生の朝の居場所づくり事業
- ● こども・若者の居場所づくり
- ● こども・青少年の体験活動の推進
- ● プレイパーク支援事業
- ● 安全・安心な公園づくり
- ● こどもログハウスリノベーション
- ● 子どもの文化体験推進事業
- ● 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業
- ● 子どもアドベンチャーカレッジ事業
- ● 中学校給食事業
- ● こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援
- ● こども・若者の意見を反映した事業の実施

基本施策5　障害児・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

- ◆ 障害や療育等に係る多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うなか、障害児等との関わり方等について、保護者や関係者の悩みや不安に寄り添い、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められています。また、地域療育センターにおいて、必要とするこどもが、必要な支援を適切な時期に受けられるような支援のあり方が求められています。
- ◆ 障害児通所支援のニーズが増加し、事業所数も増えていますが、サービスの質の向上等への支援が必要です。また、重症心身障害児や医療的ケア児が安心して利用できる体制の充実が求められています。
- ◆ 障害児相談支援や、入所施設における障害特性に応じた支援等の充実により、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう早期から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。
- ◆ 医療的ケア児等が安心して生活できるよう、コーディネーターと関係機関が連携し、保育・教育・福祉分野での受入れ推進、家族の負担軽減の取組、必要な支援につなげる取組等が求められています。
- ◆ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所と学校の連携等により、切れ目のない支援を実現するため、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- ◆ 障害や医療的ケアの有無にかかわらず、こどもの意見を聴く取組を推進すること、社会全体の障害等への理解を深めていくことが重要です。

目標・方向性

（1）地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
（2）将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
（3）障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
（4）障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
（5）医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
（6）こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496 回	3,500 回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

主な事業・取組

- ● 地域療育センター運営事業
- ● 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲）
- ● 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）
- ● 障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進
- ● 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実
- ● 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- ● 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- ● 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- ● メディカルショートステイ事業の推進
- ● 小児がん患者のがん対策の推進
- ● 小児慢性特定疾病医療給付事業
- ● こどもの意見を聴く取組の推進
- ● 市民の障害理解の促進

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

現状と課題

- ◆ 貧困などの養育環境の課題や、いじめ、不登校、ひきこもり、無業など複合的課題を抱えているこども・若者や家族が社会的に孤立している状況があります。地域と連携しながら早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことが重要です。
- ◆ 令和４年度の本市調査では、市内のひきこもり状態にある 15 歳から 39 歳のこども・若者は約 13,000 人と推計されています。早期把握とプッシュ型の支援、本人と家族への支援、当事者同士の支えあいによるサポート、地域や社会の理解促進や見守りが求められます。
- ◆ 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、こども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。こども・若者の意向に寄り添いながら、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。

目標・方向性

（1）こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり

（2）世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実

（3）切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539 人／年	7,700 人(累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998 人／年	6,000 人(累計)

主な事業・取組

- ● 青少年相談センター事業
- ● 地域ユースプラザ事業
- ● 若者サポートステーション事業
- ● 困難を抱える若者に対するＳＮＳ相談事業（よこはま子ども・若者相談室）
- ● ヤングケアラー支援事業
- ● こども・若者の意見を聴く取組の推進
- ● 不登校児童生徒支援事業
- ● 不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり
- ● 地域等と連携したいじめ等の防止
- ● 外国につながるこどもたちへの支援事業
- ● 寄り添い型生活支援事業
- ● 寄り添い型学習支援事業
- ● 放課後学び場事業
- ● 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等
- ● 自殺対策事業

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

- ◆ 令和２年の国勢調査によると、本市のひとり親家庭は 22,635 世帯で、母子家庭が 19,481 世帯、父子家庭が 3,154 世帯です。本市調査では、母子家庭の約９割が就労していますが、就労していると回答した方のうち約４割が非正規雇用で、生活費に関する悩みが多くなっています。
- ◆ ひとり親家庭の背景として、ＤＶ、児童虐待、疾病や障害など複合的な課題を抱える場合があり、個別の事情に寄り添った支援が必要です。また、ひとり親家庭の社会的孤立を防ぐため、当事者同士や地域のつながり、民間支援等、多面的なアプローチが重要です。
- ◆ 離別の場合、こどもの立場に立った、養育費の取り決めや親子交流の調整が必要です。
- ◆ 令和５年度のＤＶ相談件数は 4,527 件でした。女性緊急一時保護件数が減少傾向にある中、緊急一時保護が必要な場合に、相談者のニーズにも応えながら、安全性が確保できる支援策が必要です。
- ◆ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえながら、ＤＶも含めた困難な課題を抱える女性への包括的な切れ目ない支援が必要です。

目標・方向性

（1）ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
（2）ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
（3）ＤＶ被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援
（4）支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345 人／年	1,800 人（累計）
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
ＤＶに関する相談件数	4,527 件	5,000 件

主な事業・取組

- ● 児童扶養手当
- ● ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ● 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）
- ● 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）
- ● 養育費確保支援事業
- ● 思春期・接続期支援事業
- ● 母子生活支援施設
- ● こどもの意見を聴く取組の推進
- ● 女性相談保護事業
- ● ＤＶ被害者支援
- ● 女性緊急一時保護施設補助事業
- ● 若年女性支援モデル事業
- ● デートＤＶ防止事業

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

現状と課題

- ◆ 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進しています。令和５年度の児童虐待相談対応件数は 14,035 件で、死亡事例を含む重篤事例も依然発生しています。早期発見・早期対応、迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実が必要です。
- ◆ 令和６年施行の改正児童福祉法に基づき、こども家庭センター機能を全区に段階的に設置し、妊産婦、こども、家庭への一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- ◆ 児童相談所の体制強化や区役所の機能強化を行い、予期しない妊娠や特定妊婦の支援、こどもの意見を聴取する機会の確保、一時保護所の環境改善や児童の学習支援の取組が必要です。
- ◆ 里親等への委託数は増加傾向であり、里親支援センターの設立やファミリーホームの増設などの支援体制の充実が必要です。児童養護施設の多機能化・高機能化や、施設等退所者が安定した生活を送るための支援も求められます。
- ◆ 社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会の確保が必要です。

目標・方向性

（1）児童虐待対策の総合的な推進

（2）児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化

（3）社会的養育の推進

（4）こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
児童虐待による死亡者数	２人	０人
こども家庭センター設置数	３か所（R6）	18 か所
合同ケース会議での協議件数（妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数）	―	30,000 件
里親委託率	20.7%	36.3%
里親登録者数	277 組	324 組
ファミリーホーム設置数	８か所	10 か所

主な事業・取組

- ● 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ● 妊娠・出産相談支援事業（再掲）
- ● こども家庭センター機能の設置（再掲）
- ● 学校・医療機関との連携強化
- ● 児童虐待防止の広報・啓発
- ● 養育支援家庭訪問事業
- ● 親子関係形成支援事業
- ● 児童相談所等の相談・支援策の充実
- ● 一貫した社会的養護体制の充実
- ● 里親等委託の推進
- ● 子育て短期支援事業
- ● こどもの意見を聴く取組の推進

基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

現状と課題

- ◆ 共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善傾向にありますが、家事や育児等にあてる時間はいまだ女性に偏っています。男性の育児休業取得率は令和５年で約４割となりましたが、１か月未満の取得が７割弱となっています。また、晩婚化・晩産化を背景に、育児・介護が重なるダブルケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。
- ◆ 本市調査によると、「子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じる未就学児の保護者は約３割です。妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮などが自然と行われるような、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。こどもや子育て世帯・妊娠中の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、居場所の更なる充実が求められています。
- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例では、こどもがその年齢発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。こどもの意見聴取や施策への反映は、適切な手法やタイミングを工夫・選択し、継続的に取り組むことが必要です。

目標・方向性

（1）多様で柔軟な働き方と共育ての推進

（2）こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり

（3）こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 ※1
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※1：関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和８年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

主な事業・取組

- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進
- 子育て応援アプリ「パマトコ」（再掲）
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成（よこはま楽家事応援団）
- 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供
- 福祉のまちづくり推進事業
- 地域子育て応援マンションの認定
- 安全・安心な公園づくり（再掲）
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実
- 地域防犯活動支援事業
- こどもの交通安全対策の推進
- よこはま学援隊事業
- 安全教育・防災対策の推進
- こどもの意見を聴く取組の推進

第5章　保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、５年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

◆ 令和５年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

1　保育・教育に関する施設・事業

（単位：人）

年度		令和7年度					令和8年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812
3歳未満児の保育利用率		51.1%					52.1%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132
	私学助成幼稚園					17,669					16,112
	地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21	
	計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244

年度		令和9年度					令和10年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314
3歳未満児の保育利用率		52.0%					51.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791
	私学助成幼稚園					14,553					12,997
	地域型保育・横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19	
	計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788

年度		令和11年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号			2号	1号
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
3歳未満児の保育利用率		51.7%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122
	私学助成幼稚園					11,439
	地域型保育・横浜保育室	683	2,223	1,935	18	
	計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561

※1　「教育・保育給付認定区分」
　1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がないこどもに相当するもの
　2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこどもに相当するもの
　3号：満3歳未満であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業		単位	上段：量の見込み、下段：確保方策				
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診断事業		延べ受診回数（回/年）	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
				285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数（件/年）	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
				22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
			訪問率（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数（人/年）	712	746	779	812	845
				712	746	779	812	845
	トワイライトステイ		延べ利用者数（人/年）	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
				5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数（世帯/年）	92	92	92	92	92
				92	92	92	92	92
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数（世帯/年）	407	407	407	407	407
				407	407	407	407	407
		ヘルパー	延べ実施回数（回/年）	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
				2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数（回/年）	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
				4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		ヘルパー	延べ実施回数（回/年）	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
				8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
	要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止啓発地域連携事業の一部）		検討会議件数（件/年）	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
				1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	親子関係形成支援事業		実人数（人/年）	271	275	284	291	300
				30	90	150	210	300
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数（か所）	30	30	30	30	30
				30	30	30	30	30
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数（か所）	28	28	28	28	28
				28	28	28	28	28
	保育・教育コンシェルジュ		実施箇所数（か所）	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
	統括支援員		実施箇所数（か所）	18	18	18	18	18
				調整中	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター		実施箇所数（か所）	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
	こども支援員		実施箇所数（か所）	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
時間外保育事業	延長保育事業（夕延長）		利用者数（人/月）	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
				3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ（一部）、放課後児童クラブ		対象児童数（人）	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600
			定員数（人）	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所等子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場　等		延べ利用者数（人/月）	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
				61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育（1号）		延べ利用者数（人/年）	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082
				184,862	191,917	198,972	206,027	213,082
	幼稚園での預かり保育（2号）		延べ利用者数（人/年）	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713
				1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713
	その他（保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間型緊急一時保育、休日一時保育）		延べ利用者数（人/年）	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
				318,067	341,366	364,664	387,963	411,262

第6章　計画の推進体制等について

1　様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2　こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせ、こどもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3　計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のＰＤＣＡサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4　こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めていきます。

5　こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和６年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めていきます。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（素案）全文の閲覧方法

- 素案の全文は、横浜市こども青少年局企画調整課ホームページからご覧いただけます。

  第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画　検索

  https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html

- 次の場所で、素案の全文を冊子でご覧いただけます。

  〇区役所広報相談係・こども家庭支援課　　〇市民情報センター（横浜市庁舎３階）

  〇こども青少年局企画調整課（横浜市庁舎 13 階）

意見提出方法（募集期間：令和６年 10 月 17 日（木）から令和６年 11 月 15 日（金）まで）

いずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- 横浜市電子申請・届出システムでのご意見提出

  次の二次元コードからアクセスし、ご入力ください。

  https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9db15a6e-bfae-4f8b-9bae-6221c2c29118/start

- 電子メール

  氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえ、

  件名に【パブリックコメント】と入れて、次の電子メールアドレスに送信してください。

  送付先アドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

- 郵送

  氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえ、お送りください。

  書式は問いません。（郵送の場合は、11 月 15 日消印有効とさせていただきます。）

  郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市こども青少年局企画調整課 あて

- ＦＡＸ

  氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえでお送りください。

  書式は問いません。　ＦＡＸ番号：045-663-8061

【ご留意いただきたいこと】

- いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。
  ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
  なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。
- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、ＦＡＸ番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

【お問合せ先】

横浜市こども青少年局企画調整課

☎ 045-671-4281　FAX 045-663-8061　✉ kd-kikaku@city.yokohama.jp

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

（第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）

素案（やさしい概要版）

計画期間：令和７（2025）年度～令和11（2029）年度

【パブリックコメント】みんなの意見をきかせてください

募集期間

令和６（2024）年10月17日（木）から
令和６（2024）年11月15日（金）まで

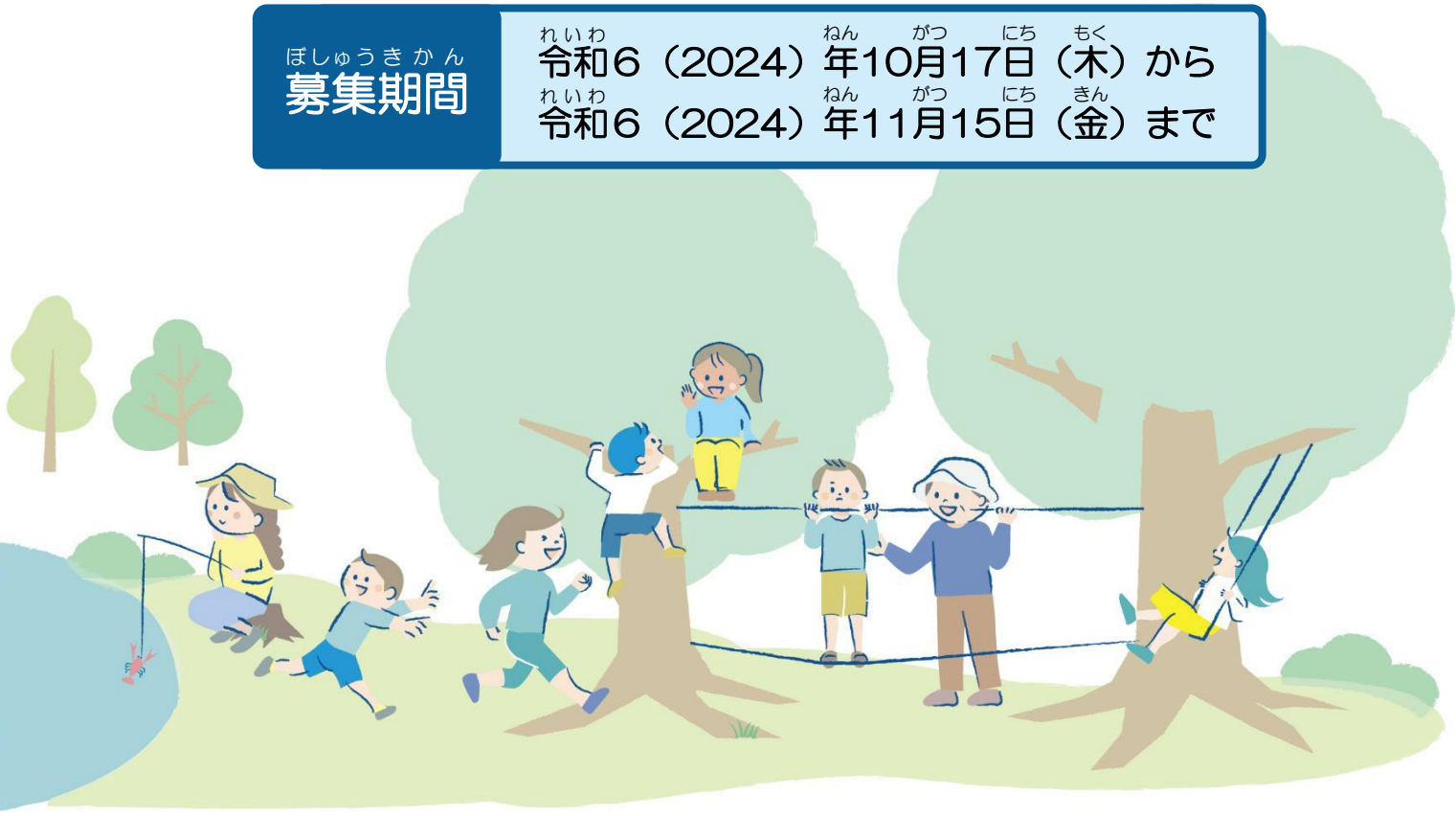

よこはまわくわくプランは、こども・若者が主役となり、こども・若者一人ひとりの幸せと育ちを応援するまちを目指すために、横浜市が作る計画です。

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

横浜市

よこはまわくわくプランに、みんなの意見が必要です

- こども・若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

- 2023年から始まった「こども基本法」や、「こども大綱」は、すべてのこどもや若者が、健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。これを「こどもまんなか社会」と呼んでいます。

- 2025年からは、「横浜市こども・子育て基本条例」が始まります。この条例では、「こどもまんなか社会」を実現するために、横浜市のこどもや子育てについて、市全体で大切にすることや取り組むこと、こども・若者の声を聴き、取組に生かしていくことなどを定めています。

- これから作る「よこはまわくわくプラン」は、「こども、みんなが主役」の計画です。「よこはまわくわくプラン」での「こども」は、年齢が小さなこどもたちだけではなく、心と身体が育つ途中にある若者も含めています。

- こども、若者、大人など、みなさんの声を聴きながら作っていきます。
  みなさんの声をぜひ聴かせてください。

「よこはまわくわくプラン」に向けてのアンケート

● 横浜市では、こどもの意見を聴く取組の一つとして、「よこはまわくわくプラン」にこどもの意見を生かすために、2023年10月に小学４年生から６年生の約３万３千人を対象にアンケートを行いました。12,445人が回答に協力をしてくれました。アンケート結果の一部を紹介します。

Q あなたは、横浜市がどのようなまちになってほしいと思いますか。

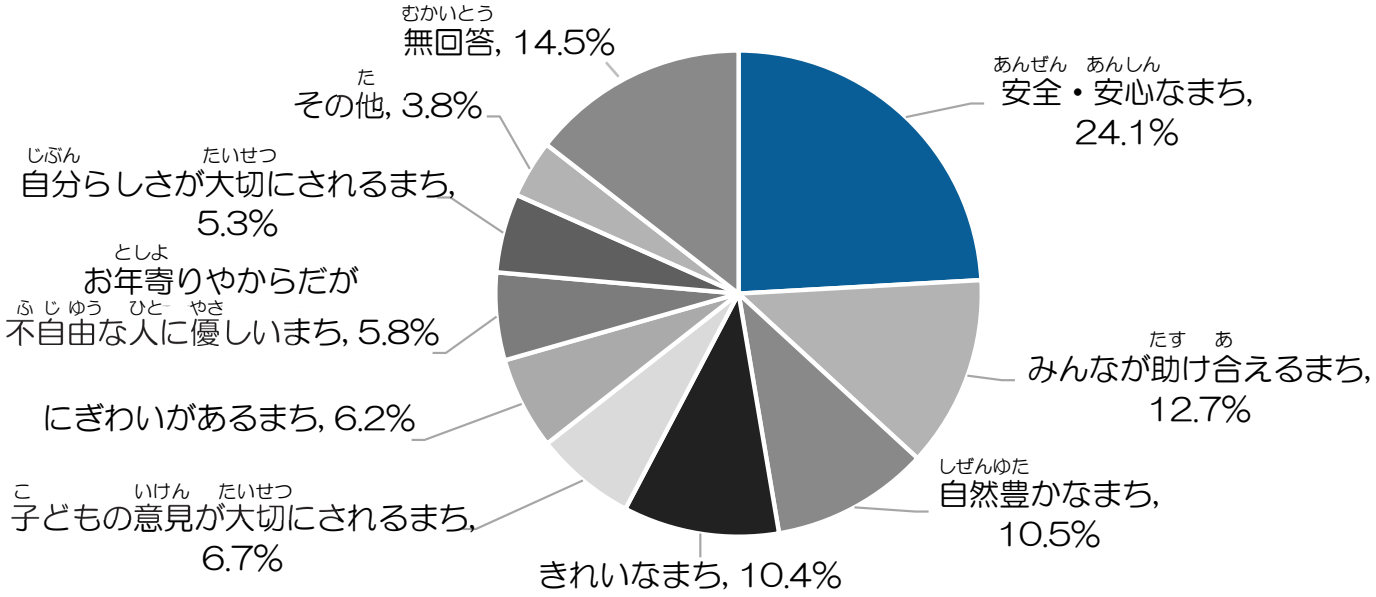

Q あなたが、こんな場所があったらいいなと思う場所を教えてください。

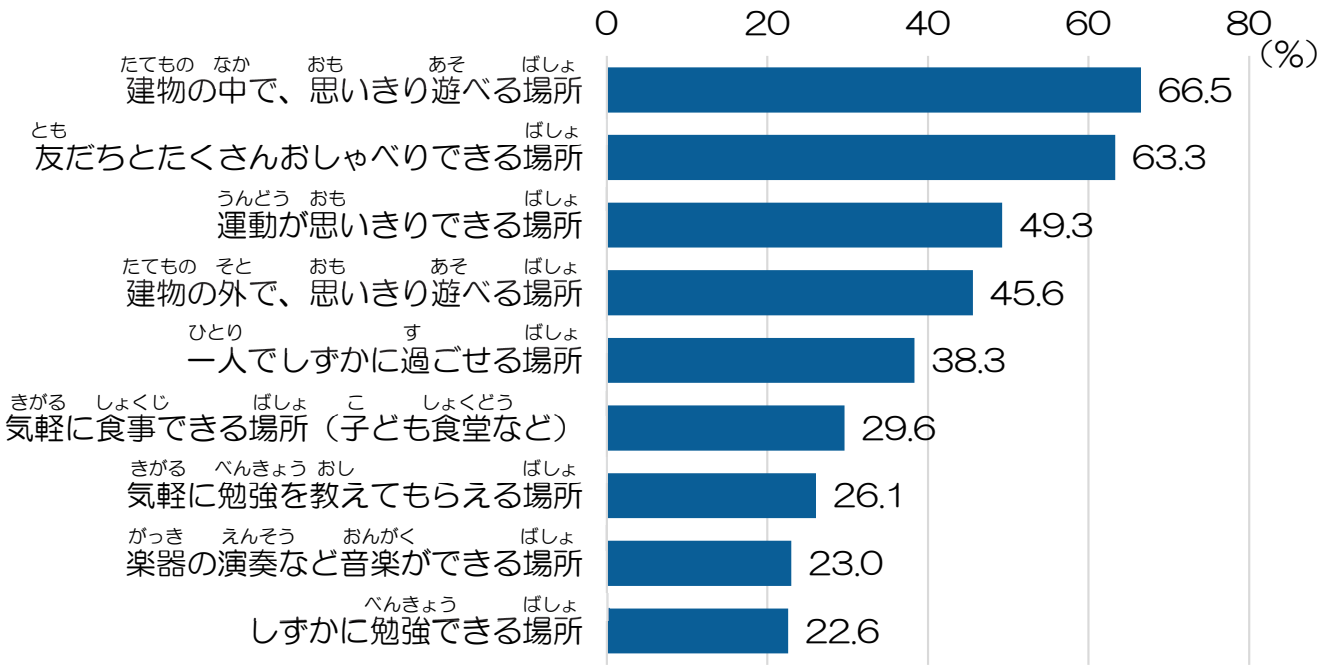

重点テーマⅠすべてのこどものウェルビーイングを支える

取組① こども・子育て家庭を支えるための地域のネットワーク

「横浜市がどのようなまちになってほしいですか？」

- こどもたちの一番多かった意見は「安全・安心なまち」、４人に１人が答えました。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- 区役所には、いろいろな相談ができる「こども家庭センター」ができます。こどもたちが安心して生活できるように、こどもの身近にある組織や大人が協力して、こどもや子育て家庭を支えるネットワークを作っていきます。また、困ったときに相談できたり、必要な手助けが届くようにします。

- 身近な地域で、こどもたちが安心して過ごせるような環境を整えていきます。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます ／

- ＳＮＳ相談など、こどもたち自身が相談・支援につながることができる環境づくり

- 交通安全対策や、登下校時の見守り活動など

取組② 居場所・遊び場、体験活動の充実

「あったらいいなと思う場所」

- こどもたちの意見で多かったものは、「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」でした。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- いろいろな年齢のこどもたちが、家や学校以外で、安心して過ごせる居場所を充実させていきます。また、いろいろな遊びや、新しい体験ができる機会を増やしていきます。

＼ たとえば、こんな居場所・遊び場があります ／

- **青少年の地域活動拠点**（7か所）
  いろいろな年齢のこどもたちが交流し、様々な体験活動を行っています。

- **こども食堂**（約200か所）
  町内会館やお店などで、みんなで楽しく食事ができる場所です。
  近所や地域の人たちが食事をつくって待っています。

- **公園**（約2,700か所）
  地域のみんなが自由に楽しみ、こどもたちが外遊びできる身近な場所です。

- **プレイパーク**（22か所）
  公園などで、木登りや泥んこ遊びなどの自由な遊びができます。
  プレイリーダーが自由な遊びを広げます。

- **図書館**（18か所）
  自由に本を読んで過ごしたり、おはなし会を楽しんだりすることができます。
  中央図書館では、2025年度以降に、こどもたちが楽しく学べる「のげやま子ども図書館・子どもフロア」を作っていきます。

取組③　こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組

どうして「こども・若者の思いや声」を聴くの？

- こども・若者のみなさんは、一人ひとりが、地域やまちの大切な一員です。みんなの声を聴いて、地域やまちをより良くしていくことが横浜市役所の大事な役目です。

- みんなの身近な場所や取組で、こども・若者のみなさんの思いや考えを聴いて、それを生かしていきたいと考えています。みんなの思ったことや、疑問など、ぜひ言葉にして伝えてみてください。様々な機会に声を届けてもらえるよう、横浜市全体で取り組んでいきます。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- こども・若者の年齢やそれぞれの成長に合わせて、思いや声を伝えやすいよう工夫し、こどもたちが未来に希望を持って毎日を楽しく過ごすことができる横浜市になるように、その意見が大切に生かされる仕組みを作ります。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます ／

- 青少年地域活動拠点でのヒアリングやワークショップ
- キッズクラブ・学童におけるアンケート
- イベントなどでの発表や話し合いなど

横浜市のこども・若者を取りまく状況

1　こども・若者の人数

- 横浜市の18歳未満の人口は、10年間で約１割減って、2024年時点で約51万人です。
- 横浜市の出生数は減り続け、2022年時点で約2万３千人になっています。

2　こども・若者を取りまく状況

- インターネットのトラブル：年齢が小さいうちからのインターネットやゲームの利用が増え、ＳＮＳなどのトラブル、長い時間使うことによる生活習慣の乱れ、犯罪被害などが心配されています。利用には注意が必要です。
- 夏の暑さ：夏の暑さが長く厳しく、外遊びできる機会が減っています。
- 外国につながるこども：日本語のサポートが必要なこどもの人数は約4,200人※です。異なる文化や生活習慣を持つ人への理解が大切です。
- 障害：障害者手帳を持っている人は増えています。放課後等デイサービスを使っている人は約１万人います。
- 不登校：不登校のこどもの人数は約8,200人※です。
- ひきこもり：ひきこもり状態にある 15～39歳の人数は約１万3千人と推定されています。
- 児童虐待：相談に対応した件数は増えており、１年間で約1万4千件です。

※市立小・中・義務教育学校の人数

「よこはまわくわくプラン」をもっと知りたい人へ

1 「よこはまわくわくプラン」が目指す横浜の姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創るこども一人ひとりが、

自分の良さや可能性を発揮し、

豊かで幸せな生き方を切り拓く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を

育むことができるまち「よこはま」

「ウェルビーイングって？」

「ウェルビーイングは、今も将来も幸せに生きられること、毎日楽しく元気に過ごせることだよ。未来に夢を持つことや、たとえば、学校で友だちと遊んだり、家で家族と一緒にご飯を食べたりしてほっとすることも、ウェルビーイングの一部だよ。」

「自分の良さや可能性を発揮するって？」

「自分の好きなことや得意なことがあったら、それを大切にすることだよ。一人ひとりの良さがあるから、自分や友だちの好きを大切にしようね。」

「温かい社会って？」

「みんながお互いを思いやり、やさしい気持ちで見守ったり、助け合うことができる社会のことだよ。学校で友だちが困っていたら声をかけることも温かい社会を作る一部だよ。」

2 「よこはまわくわくプラン」を進めるときのポイント

次の７つのポイントを大事にして、「よこはまわくわくプラン」を進めます。

1　こどもの視点に立ったサポート

2　すべてのこどもへのサポート

3　それぞれ成長に応じ、育ちや学びのつながりを大切にするサポート

4　こどもが持っている力を引き出すサポート

5　家庭で子育てする力を高めるためのサポート

6　子育て世代の「ゆとり」をつくり出すためのサポート

7　いろいろな担い手による社会全体でのサポート ～自助･共助･公助～

（自分でできること・みんなが協力してできること・役所や社会の仕組みですること）

3 「よこはまわくわくプラン」の進め方

- 横浜市のこども・子育て支援は、たくさんの地域の大人やボランティア、会社や事業所の人たちなどによって支えられています。関係する人たちと協力して、よこはまわくわくプランを進めていきます。

- また、横浜市の取組をわかりやすく発信していくとともに、こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組も進めていきます。

4 プランで取り組む内容

２つの重点テーマ、３つの施策分野、９つの基本施策で取組を進めます。

重点テーマ１　すべてのこどものウェルビーイングを支える（3～5ページで紹介）

施策分野１　すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策１　生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

赤ちゃんを生み育てるための知識を広め、相談に応じます。安全・安心に妊娠・出産するためのサポートや、生まれる前から赤ちゃんが元気に育つためのサポートに取り組みます。

基本施策２　地域における子育て支援の充実

親子が集まれる場所を増やし、小さなこどもが楽しく遊びいろいろな体験ができるようにします。保護者が気軽に相談できる場所を作り、地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守ります。

基本施策３　乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

保育所や幼稚園がより良い場所となるように取り組みます。また、助けが必要なこどもへのサポートや、小学校に入学した後の生活につなげるためのサポートに取り組みます。

基本施策４　学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

小学校に入学してから大人になるまでのいろいろな居場所・遊び場づくりや、地域での見守りを進めます。こどもや若者の意見を大切にし、人権を守る取組を進めます。

基本施策５　障害児・医療的ケア児等への支援の充実

障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの相談やサポートを充実していきます。
障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の障害への理解を広げます。

重点テーマⅡ　子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

子育てをしている保護者が時間や気持ちにゆとりを持って生活できるようサポートして、親子の笑顔と幸せを応援します。困ったときにいつでも相談できるようにし、必要な情報を簡単に知ることができるようにします。

施策分野２　多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策６　困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

こども・若者の悩みやＳＯＳに早く気付き、支える環境を作るとともに、学校や地域の人などと協力して、困りごとや悩みに寄り添ってサポートします。また、こども・若者が気軽に相談できる場所やＳＮＳの窓口を充実します。

基本施策７　ひとり親家庭の自立支援/ＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性への支援

ひとり親家庭の生活をサポートし、将来の目標につながるようこどもの学習支援を進めます。家庭で暴力を受けた人やそのこどもが安心して暮らせるように支えます。

基本施策８　児童虐待防止対策と社会的養育の推進

こどもが暴力や暴言などで辛い思いをしないように守るため、児童相談所などのサポートを強化します。いろいろな事情があって家庭で暮らすことのできないこどもが安定した生活を送れるよう支える取組を進め、こどもが自分の意見を言える機会を作ります。

施策分野３　社会全体でのこども・子育て支援

基本施策９　社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

働きながら無理なく子育てできるように、いろいろな働き方を進める企業を応援するなど、社会全体で子育てを支えます。こどもまんなか社会に向けて、こどもや子育て中の人を応援する取組や、安全で安心な地域を作ります。また、こどもの意見を市の取組に生かします。

よこはまわくわくプランへのパブリックコメント

みんなの意見を募集しています

（１）受付期間：2024年10月17日（木）～2024年11月15日（金）

（２）意見の送り方は２種類です。

- パソコン・スマートフォンなどから送る場合

  右のコードをカメラで読み込むか、下記のＵＲＬを開いて意見を書いて送ってください。

  https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/45440b57-282f-4ecb-afc4-310a2f9f54d6/start

- 紙に書いて、郵送する場合

  〒231-0005　横浜市中区本町6-50-10

  横浜市こども青少年局企画調整課　よこはまわくわくプラン担当宛て

  名前・年代（10代未満、10代など）・お住まいの区と、「よこはまわくわくプラン」についての意見を書いてください。

（３）パブリックコメント結果

- みなさんからいただいた意見は、横浜市がプランにどのように反映していくのか、考え方をまとめて、12月末頃までに横浜市ホームページに公表します。

第３期横浜市子ども・子育て支援事業計画	検索

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市こども青少年局企画調整課

住所：〒231-0005　横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-4281　電子メール：kd-kikaku@city.yokohama.jp

市連会 10 月定例会説明資料
令 和 6 年 10 月 11 日
健 康 福 祉 局 保 険 年 金 課
医 療 援 助 課

国民健康保険、後期高齢者医療制度における
健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について【情報提供】

1　趣旨

本年 12 月 2 日で、国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されます。

そのため、医療機関への受診は、原則、マイナ保険証のご利用をお願いします。

なお、現行の健康保険証は有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使うことができます。

2　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3　情報提供内容

(1)　令和 6 年 12 月 2 日以降について

紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されますが、保険証は有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使うことができます。

(2)　令和 7 年 8 月 1 日以降について

マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を令和 7 年 7 月末までに送付します。

「資格確認書」を医療機関等に提示すれば、今までどおり受診することができます。

●(1)、(2)の内容について、会社の健康保険等については、ご加入の健康保険にご確認ください。

この機会にマイナ保険証への切り替えをお願いします。

【マイナ保険証の主なメリット】

・過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。

・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

・確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

※マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードの取得と健康保険証利用登録が必要です。

マイナ保険証について
（厚生労働省）

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当　二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 /FAX 045-664-0403
メール　kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当　杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409/FAX 045-664-0403
メール　kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

別紙：資格確認書（イメージ）

【国民健康保険】
現行の保険証と同じ
クレジットカードサイズ

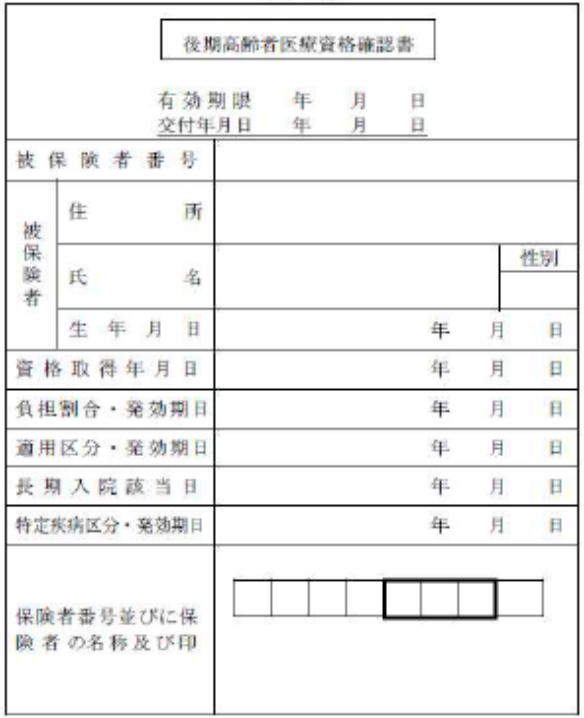

後期高齢者医療資格確認書

有効期限　年　月　日
交付年月日　年　月　日

被保険者番号			
被保険者	住所		
	氏名		性別
	生年月日	年　月　日	
資格取得年月日		年　月　日	
負担割合・発効期日		年　月　日	
適用区分・発効期日		年　月　日	
長期入院該当日		年　月　日	
特定疾病区分・発効期日		年　月　日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

【後期高齢者医療】
現行の保険証と同じ
パスポートサイズ

【参考】マイナ保険証とは

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

1　マイナ保険証とは

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
医療機関を受診するときには、保険証を提示する代わりに、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関等にある機械（カードリーダー）に読み取らせます。
なお、あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

マイナンバーカードの申請についてはこちらでご確認ください。（横浜市HP）

2　利用登録のできる場所

以下の方法で利用登録をすることができます。
①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）
②セブン銀行のＡＴＭ（セブンイレブン店舗等）
③ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで
※裏面に①の方法で登録する方法をご案内しています。

利用登録方法はこちらでご確認ください。（厚生労働省HP）

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは、医療機関・薬局の受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！

顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く

・同意取得（お薬情報など）
・本人確認（顔認証等）

保険証登録未実施の場合
次の画面へ

※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

この画面から
お申込み

「登録する」を押します。

登録完了!!

マイナンバーカードが
保険証として利用可能に!!

利用

・同意取得（お薬情報など）

お手数ですが、再度、同意取得画面の操作をお願いします

区連会 10 月定例会説明資料
令和６年 10 月 17 日
みどり環境局
戦略企画課
財政局税務課

横浜みどりアップ計画[2019-2023]５か年の実績報告について【情報提供】

1　事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

また、2024 年４月からは４期目となる新たな５か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、2019 年度から 2023 年度までの５か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3　配布資料

（１）　横浜みどりアップ計画[2019-2023]５か年の実績概要リーフレット

（２）　５か年[2019 年度～2023 年度]の区別実績

（３）　「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

□横浜みどりアップ計画の広報に関すること
みどり環境局戦略企画課　TEL:671-2712　FAX:550-4093

□横浜みどり税に関すること
財政局税務課　TEL：671-2253　FAX：641-2775

効果的な広報の展開

みどりに関するイベントへの出展や、「広報よこはま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組と成果を知っていただけるよう広報を展開しました。

イベントでの広報

広報よこはま　令和6年3月号

計画の事業費と横浜みどり税（5か年の累計）

5か年（2019～2023年度）の事業費
（うち横浜みどり税）

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019年度からの5か年の事業費434億円のうち、横浜みどり税を138億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出、育成に取り組みました。

横浜みどり税の課税方式

【個人】市民税の均等割に年間900円上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

計画の柱ごとの横浜みどり税活用額

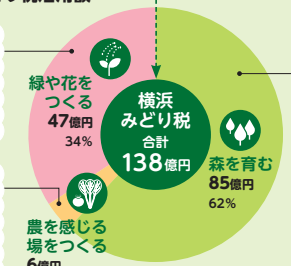

※端数調整により、合計値は一致しないことがあります

柱3 緑や花をつくる取組
- 街なかに緑をつくる
- 緑や花に親しむ

柱2 農を感じる場をつくる取組
- 農景観をまもる
- 農にふれあう（農体験）

柱1 森を育む取組
- 森を残す（指定・買取り）
- 森を育む（維持管理など）
- 森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- 森に親しむ（きっかけづくり）

横浜みどりアップ計画 市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめたほか、広報誌「Yokohamaみどりアップ Action」を9号発行しました。

Yokohama みどりアップ Action

詳しくはHPをご覧ください

実績報告書はHPをご覧ください。区ごとの実績もご覧いただけます。

横浜みどりアップ計画　検索

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について
みどり環境局戦略企画課　TEL 045-671-2712　FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について
【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課　TEL 045-671-2253　FAX 045-641-2775
【法人市民税】財政局法人課税課　TEL 045-671-4481　FAX 045-210-0481

横浜みどりアップ 葉っぴー

令和6年10月発行　横浜市みどり環境局戦略企画課

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

横浜みどりアップ計画［2019-2023］

5か年の実績　概要（2019年度～2023年度の実績）

青葉区寺家町

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画［2019-2023］」を実施しました。
このリーフレットは、2019～2023年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。

横浜みどりアップ計画

横浜みどりアップ計画 5か年の実績　概要（2019～2023年度の実績）

計画の柱1
市民とともに次世代につなぐ 森を育む

樹林地の保全が進んでいます

５か年で176.9ha、計画開始以降15年間で新たに1,082.5haの樹林地を緑地保全制度により指定しました。計画開始前は40年間で861.9ha指定しており、3倍以上のスピードで保全が進みました。

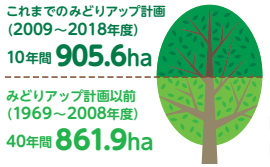

- 緑地保全制度による新規指定 176.9ha
- 市による買取り 75.6ha

下瀬谷特別緑地保全地区／瀬谷区

森に親しむための機会が広がっています

森に親しむことができるように、市民の森などを整備したほか、ガイドマップの作成や子ども向けのイベントを開催しました。

- 保全した樹林地の整備 381か所
- 市内大学や関係団体と連携したイベント、区主催による森でのイベント 382回

間伐材を活用したクラフト教室／鶴見区

森の中のプレイパーク 南図書館／南区

樹林地の維持管理や安全の確保を市民協働で進めています

樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、樹林地所有者に対しての維持管理費用の助成を行いました。

- 森の維持管理 樹林地811か所、公園196か所
- 維持管理の助成 688件

保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理／泉区

樹林地所有者に対する維持管理支援作業前後／旭区

市民の森

～計画開始以降16か所の市民の森が開園～

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。「市民の森」は計画開始前の27か所から16か所増え、現在43か所を公開しています。

～ボランティアの皆さんによる良好な森づくり～

市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など、ボランティアの皆さんが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「森づくり活動」を行っています。

池辺市民の森／都筑区

「横浜みどりアップ計画［2019-2023］」計画期間に開園した4か所の市民の森

長津田宿市民の森／緑区
2020年4月1日開園
クヌギやコナラを主とした広葉樹林が残り、コゲラやエナガ、シジュウカラなどの様々な鳥が生息しています。

市沢市民の森／旭区
2021年4月1日開園
緑陰や水辺の風景を楽しみながら散策ができるほか、ホタルや鳥類などを観察することができます。

名瀬・上矢部市民の森／戸塚区
2022年3月28日開園
コナラなどの広葉樹林からなる雑木林で、山裾沿いには竹林がみられ、昔ながらの里山の自然景観を楽しむことができます。

今井・境木市民の森／保土ケ谷区
2022年4月1日開園
クヌギやコナラなどの広葉樹林と、スギやヒノキなどの針葉樹林が広がり、尾根道を歩くことで四季折々の緑の風景を楽しむことができます。

計画の柱2
市民が身近に 農を感じる場をつくる

良好な農景観を保全しています

市内の水田面積の約９割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽等、周辺環境と調和した良好な農景観を維持・形成しました。

- 水田保全面積 111.1ha

水田の保全／青葉区

土砂流出防止対策／都筑区

農とふれあう場や機会が増えています

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考えた栽培プランで自由に野菜づくりを楽しむことができる認定市民菜園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

- 様々なニーズに合わせた農園の開設 19.8ha
- 横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施 422回

収穫体験農園／神奈川区

認定市民菜園／磯子区

地産地消が拡大しています

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等を支援しました。

- 直売所・青空市等の支援 262件

みなとみらい農家朝市／西区

柴シーサイド恵みの里直売所／金沢区

計画の柱3
市民が実感できる 緑や花をつくる

緑と花の空間づくりを進めています

公共施設や保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出・育成しました。

- 公共施設・公有地での緑の創出 39か所
- 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 203か所

横浜こども科学館／磯子区

保育園での緑の創出／港北区

緑や花で街の賑わいづくりを創出しています

多くの市民が集まる都心部等の公共空間などで、緑や花により街の魅力を向上させ、賑わいづくりを推進しました。

- 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 71か所

横浜市児童遊園地／保土ケ谷区

山下公園／中区

市民や企業の皆さんと緑と花の取組を全区で進めています

地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、実現していくための「地域緑のまちづくり」を推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

- 地域緑のまちづくり 23地区
- 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進

地域の花いっぱいにつながる取組／港南区

緑や花を身近に感じる各区の取組／栄区

よこはまの緑を
未来を担う
子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様に「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。

横浜みどり税について

横浜みどり税の税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。

横浜みどり税の使途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実による みどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税（年間900円）の使いみち

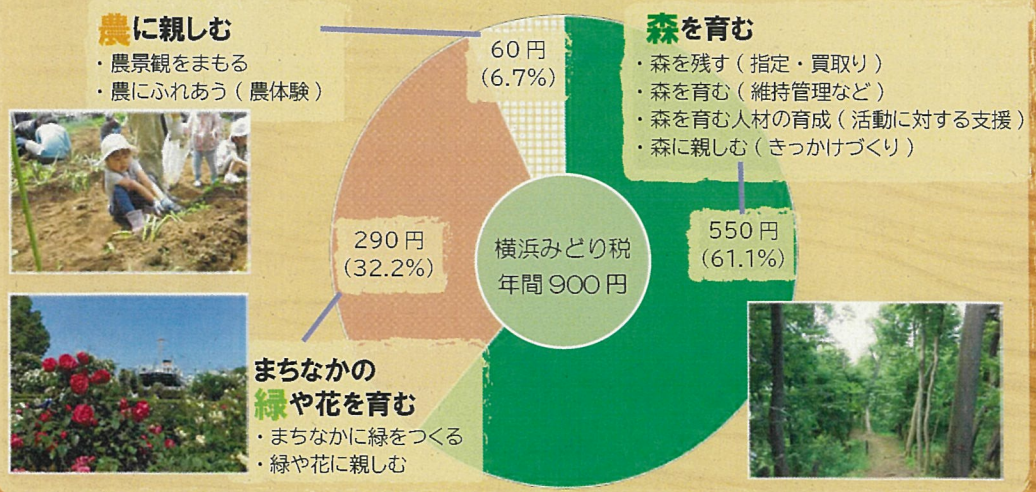

横浜みどりアップ計画［2024−2028］

横浜みどりアップ計画

計画の理念　**みんなで育む　みどり豊かな美しい街　横浜**

5か年の目標

・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

みどり税を活用した取組

市民とともに次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様に取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開

森林環境税（国税）と横浜みどり税

Q　国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？

A　目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和６年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で 譲与 （令和5年度までは、 地方公共団体金融機関の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

●「横浜みどり税」について
▶区役所税務課　　または　財政局税務課　　電話：045-671-2253　FAX：045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画[2024−2028]」について
▶みどり環境局戦略企画課　　電話：045-671-4214　FAX：045-550-4093

令和６年４月　横浜市財政局税務課

磯子区

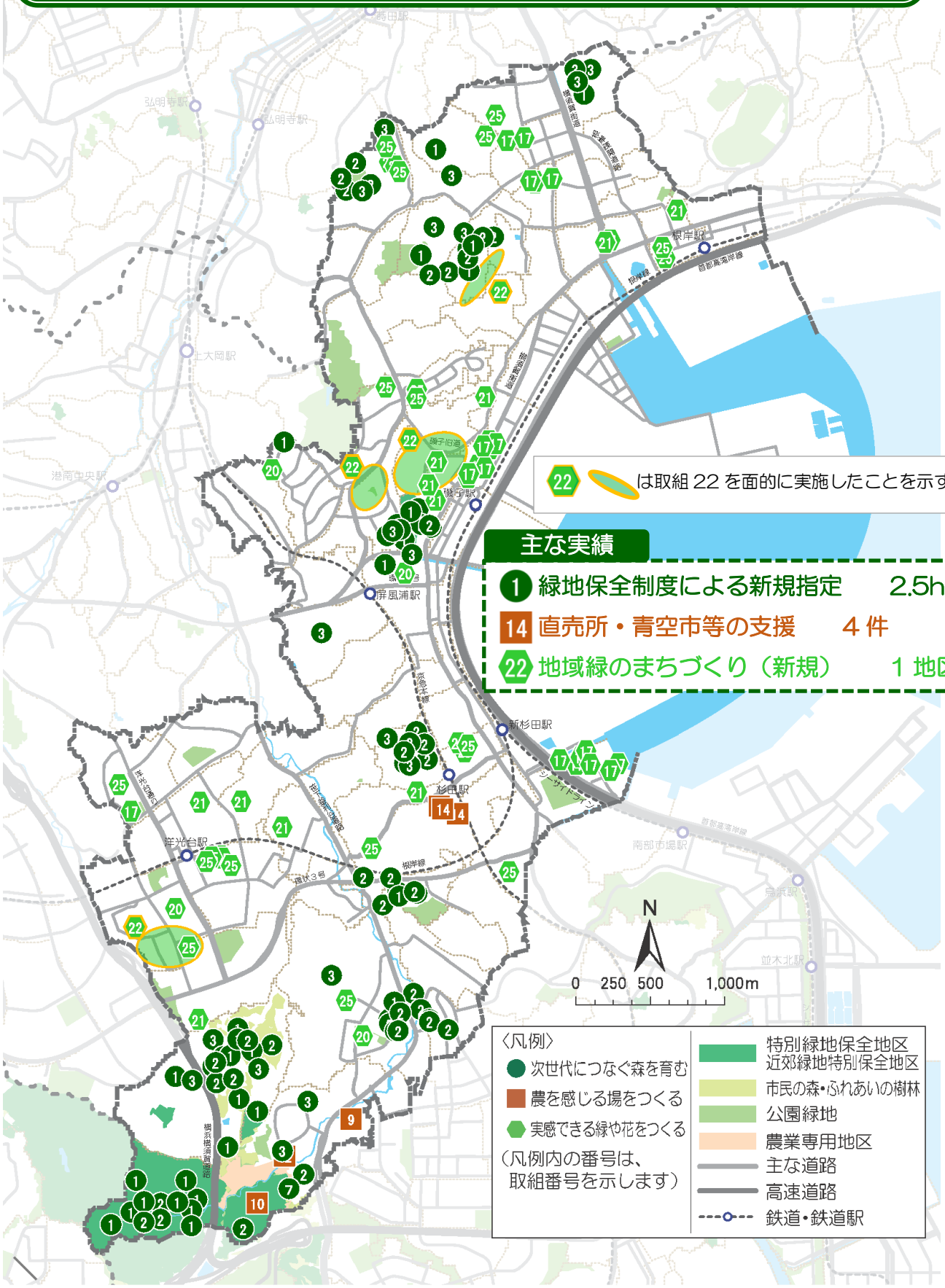
22　は取組 22 を面的に実施したことを示す
主な実績
1 緑地保全制度による新規指定　2.5ha
14 直売所・青空市等の支援　4 件
22 地域緑のまちづくり（新規）　1 地区
N
0　250　500　1,000m
〈凡例〉
次世代につなぐ森を育む
農を感じる場をつくる
実感できる緑や花をつくる
（凡例内の番号は、取組番号を示します）
特別緑地保全地区
近郊緑地特別保全地区
市民の森・ふれあいの樹林
公園緑地
農業専用地区
主な道路
高速道路
鉄道・鉄道駅
磯子駅
新杉田駅
杉田駅
洋光台駅
屏風浦駅
根岸駅

計画の柱１　市民とともに次世代につなぐ森を育む

1　緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定　2.5ha

・市民の森等

2020 年度	0.3ha	氷取沢市民の森（指定拡大）
2023 年度	1.2ha	氷取沢市民の森（指定拡大）

・緑地保存地区

2019 年度	0.1ha	上町
2020 年度	0.2ha	岡村二丁目、滝頭一丁目
2021 年度	0.1ha	森二丁目
2022 年度	0.1ha	森二丁目

・源流の森保存地区

2022 年度	0.2ha	峰町

・その他

2019 年度	0.1ha	汐見台
2021 年度	0.2ha	洋光台五丁目

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019 年度	２地区	円海山近郊緑地特別保全地区、氷取沢町特別緑地保全地区
2020 年度	１地区	円海山近郊緑地特別保全地区
2023 年度	１地区	円海山近郊緑地特別保全地区

・市民の森等

2019 年度	１地区	峯市民の森
2020 年度	１地区	峯市民の森

○保全した樹林地の整備　22 か所

2019 年度	５か所	峯市民の森（２か所）、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地
2020 年度	３か所	氷取沢市民の森（２か所）、岡村一丁目緑地
2021 年度	６か所	氷取沢市民の森（３か所）、峯市民の森、岡村一丁目緑地、森浅間社緑地
2022 年度	４か所	峯市民の森（２か所）、上中里緑地、杉田坪呑緑地
2023 年度	４か所	峯市民の森（３か所）、岡村一丁目緑地

2　森の多様な機能に着目した森づくりの推進

〇森の維持管理　44 か所

・維持管理（樹林地）

2019 年度	8 か所	氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地
2020 年度	9 か所	氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地
2021 年度	9 か所	氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地
2022 年度	9 か所	氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地
2023 年度	9 か所	森浅間社特別緑地保全地区、氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、上中里緑地、中原四丁目緑地

3　指定した樹林地における維持管理の支援

〇維持管理の助成　25 件

2019 年度	4 件	岡村四丁目、中原四丁目、氷取沢町、峰町
2020 年度	4 件	岡村三丁目、上町、峰町、森二丁目
2021 年度	7 件	岡村一丁目、岡村二丁目（2件）、上町、上中里町、峰町、森五丁目
2022 年度	5 件	中原四丁目、氷取沢町（2件）、森二丁目（2件）
2023 年度	5 件	岡村四丁目、上町、峰町（2件）、森二丁目

計画の柱２　市民が身近に農を感じる場をつくる

9　特定農業用施設保全契約の締結

〇特定農業用施設保全契約の締結　1 件

2020 年度	1 件	氷取沢町

10　農景観を良好に維持する活動の支援

〇まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

・農地縁辺部への植栽　5 件

2019 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合
2020 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合
2021 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合
2022 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合
2023 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合

・土砂流出防止対策　1 件

2020 年度	1 件	氷取沢畑地かんがい組合

12　様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設　0.03ha

・市民農園

2019 年度	0.03ha	氷取沢町

14　地産地消にふれる機会の拡大

○直売所・青空市等の支援　4 件

・青空市・マルシェ等

2020 年度	1 件	杉田野菜直売所
2021 年度	1 件	杉田野菜直売所
2022 年度	1 件	杉田野菜直売所
2023 年度	1 件	杉田野菜直売所

計画の柱３　市民が実感できる緑や花をつくる

17　公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の創出　3 か所

2020 年度	2 か所	洋光台西公園、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
2023 年度	1 か所	横浜こども科学館

○緑の維持管理　25 か所

2019 年度	5 か所	磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー、杉田臨海緑地
2020 年度	4 か所	磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー
2021 年度	6 か所	磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー、杉田臨海緑地、横浜市脳卒中・神経脊椎センター
2022 年度	5 か所	磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー、杉田臨海緑地
2023 年度	5 か所	磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー、杉田臨海緑地

18　街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019 年度	磯子産業道路、横浜逗子線（栗木-釜利谷）ほか 計1,128本
2020 年度	洋光台第５号線（洋光台六丁目第三公園東側）、洋光台通り（洋光台南公園西側）ほか 計1,109本
2021 年度	洋光台第183号線（上中里団地）、環状3号線ほか 計906本
2022 年度	中原第288・459号線（洋光台入口～洋光台５丁目交差点）、洋光台通り（洋光台団地1号線）ほか 計829本
2023 年度	洋光台通り（洋光台団地1号線）、洋光台第183号線（上中里団地）ほか 計934本

20　建築物緑化保全契約の締結

○建築物緑化保全契約の締結　４件

2019 年度　３件	上中里町、汐見台、森二丁目
2021 年度　１件	洋光台五丁目

21　名木古木の保存

○名木古木の保存

・新規指定

2019 年度　11 本	磯子三丁目（3本）、峰町（8本）
2021 年度　２本	森二丁目（２本）

・維持管理の助成

2019 年度　４本	杉田二丁目（2本）、原町（2本）
2020 年度　１本	磯子三丁目
2021 年度　４本	栗木二丁目、西町（３本）
2022 年度　３本	磯子三丁目、栗木（２本）
2023 年度　４本	原町（２本）、洋光台三丁目（２本）

22　地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結　１地区

・新規

2019 年度　１地区	磯子３丁目地区

・継続

2019 年度　３地区	磯子・岡村地区、汐見台２丁目地区、洋光台五街区周辺地区
2020 年度　２地区	磯子３丁目地区、洋光台五街区周辺地区
2021 年度　１地区	磯子３丁目地区
2022 年度　１地区	磯子３丁目地区

23　地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019 年度	はまぎんこども宇宙科学館でのガーデンベア立体花壇の設置
2020 年度	ＪＲ洋光台駅前における立体花壇の設置
2021 年度	公園愛護会周知サインの設置、区の花PRを目的とした区内の公園愛護会及び指定管理者への種配布
2022 年度	公園愛護会周知サインの設置、区の花 PR を目的とした区内の公園愛護会及び指定管理者への種配布
2023 年度	公園愛護会周知サインの設置、区の花コスモスの PR を目的とした区内の公園愛護会及び指定管理者への種配布

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019 年度	花の種の配布、花苗などの配布（坪呑公園ほか 17 か所）
2020 年度	球根などの配布（泉谷公園ほか 27 か所）
2021 年度	球根などの配布（泉谷第二公園ほか 29 か所）
2022 年度	花壇講習会（汐見台二丁目公園）、球根などの配布（栗木花園緑地ほか 16 か所）
2023 年度	花壇講習会（洋光台一丁目公園）、球根などの配布（磯子台紅取第二公園ほか 37 か所）

24　人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布　1,537 本

2019 年度	388 本
2020 年度	261 本
2021 年度	340 本
2022 年度	304 本
2023 年度	244 本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25　保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出　10 か所

2019 年度	2 か所	浜小学校、汐見台中学校
2020 年度	2 か所	さわの里小学校、浜小学校
2021 年度	3 か所	杉田小学校、梅林小学校、洋光台第四小学校
2022 年度	2 か所	杉田小学校、浜中学校
2023 年度	1 か所	洋光台第三小学校

○緑の維持管理　15 か所

2019 年度	4 か所	滝頭保育園、洋光台第二保育園、岡村小学校、根岸中学校
2020 年度	4 か所	滝頭保育園、洋光台第二保育園、岡村小学校、根岸中学校
2021 年度	2 か所	洋光台第二保育園、岡村小学校
2022 年度	2 か所	洋光台第二保育園、岡村小学校
2023 年度	3 か所	洋光台第二保育園、岡村小学校、杉田小学校

2 森の維持管理
（氷取沢市民の森）

2 森の維持管理
（峯市民の森）

12 市民農園の開設
（氷取沢町）

14 青空市・マルシェ等
（杉田野菜直売所）

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成
（横浜こども科学館）

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
（洋光台一丁目公園）

磯子区連合町内会長会資料

令 和 ６ 年 １０ 月 １７ 日

自治会町内会長　様

磯子区安全・安心まちづくり推進協議会
会　長　須田　幸雄
磯子区地域振興課長　柿﨑　祐一
磯子消防署総務・予防課長　谷本　和夫

「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」最優秀作品ポスターの
自治会町内会掲示板への掲出について（お願い）

清秋の候　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政に対しご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、磯子区及び磯子消防署では、防犯・交通安全意識の啓発や火災予防思想の一層の普及を目的として、区内中学生を対象とした「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」の最優秀作品（防犯・交通安全部門及び火災予防部門）をデザインとした、啓発用ポスターを作成しました。

つきましては、貴地区内の掲示板へのポスター掲出について、御協力をお願いいたします。

なお、掲出期間については、貴団体の広報活動に支障のない範囲で、長期間のご掲出についてご協力をいただければ幸いです。

（参考：秋の火災予防運動 R６.11.９～11.15 まで、春の火災予防運動 R７.３.１～３.７まで）

【お問合せ】
○防犯・交通安全部門：磯子区地域振興課 深野、前原
電話：７５０―２３９３　FAX：７５０―２５３４
E-mail: is-bouhan@city.yokohama.lg.jp
○火災予防部門：磯子消防署総務・予防課　岩永・五嶋
電話・FAX：７５３－０１１９
E-mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

令和6年度 磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール **最優秀作品　竹之内　未来（岡村中学校3年生）**

磯子区安全・安心まちづくり推進協議会／磯子警察署／磯子区役所

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

全国火災予防運動実施中

秋季 令和6年11月9日～11月15日　春季 令和7年3月1日～3月7日

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の寿命は約10年

令和6年度安全・安心まちづくりポスターコンクール火災予防部門
最優秀賞　岡村中学校　富樫　唯菜さん

磯子火災予防協会・磯子消防団・磯子消防署

磯子区連合町内会長会資料
令和６年　１０　月　１７日
磯　子　区　地　域　振　興　課

令和６年度コスモスミーティング実施報告について

今年度も昨年度に引き続き各地区においてコスモスミーティングを開催していただき、ありがとうございました。自治会町内会ほか地域で活動する委嘱委員の方など全９地区で延べ 264 人の方に御参加いただき、各地区の地域課題について活発な意見交換が行われました。

開催にあたっては、事例発表やグループ討議など各地区で様々な工夫がされましたが、地域による効果的な取組事例が共有された地区では、意見交換に対する参加者の満足度が高い傾向がうかがえました。

今後もコスモスミーティングが地域課題解決に向けた地域住民同士の実りある話し合いの場となるよう支援していきます。

各地区の意見交換の概要と、当日ご回答いただいたアンケートの結果についてご報告します。

１　実施日時等

地区名	実施日時	参加人数	テーマ
根岸	６/24(月)	27 人	①ペット対策、②防災備蓄倉庫の置き場等について
滝頭	７/19(金)	37 人	外国にルーツがある方とのつながりづくり
岡村	７/３(水)	41 人	防災
磯子	７/22(月)	19 人	高齢化が進む地域の活性化、ごみ問題
汐見台	６/22(土)	35 人	防災
屏風ヶ浦	７/17(水)	30 人	各種団体委員の業務・推薦手続きとその課題について
杉田	６/29(土)	31 人	区制 100 周年に向けて　杉田地区の過去・現在・未来への取組～杉田地区の魅力再発見～
上笹下	６/22(土)	22 人	地域の担い手づくり
洋光台	７/25(木)	22 人	各自治会町内会によるゴミ等回収の諸問題について

参加人数：区役所職員を含みません

コスモスミーティングは、自治会町内会や各種団体の皆様が地域課題を共有し、課題解決のための意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うもので、地区連合町内会ごとに平成 23 年度から開催していただいており、今年度で 13 回目となりました。

２　各地区の様子

根岸地区　テーマ　「①ペット対策、②防災備蓄倉庫の置き場等について」

根岸地区では、①ペット対策、②防災備蓄倉庫の置き場等の２つのテーマについて、各自治会町内会や団体が、それぞれ抱えている課題や、解決に向けた取組みの発表と意見交換を行いました。

意見交換では、「犬猫対策として忌避装置などが効果的」「グループを作り地域猫対策をしている」「防災備蓄庫の容量不足対策として備蓄品の時代に合わせた見直しが必要」「防災備蓄庫の津波対策が必要」などの意見が出されました。

滝頭地区　テーマ　「外国にルーツがある方とのつながりづくり」

滝頭地区では、スイッチ ON 磯子滝頭地区推進委員会との合同で開催されました。まず、滝頭小学校から外国につながる子もたちについての状況の報告があり、その後、４グループに分かれて意見交換を行いました。

グループ発表では、「人間関係づくりが大切、子供を通して接点を作る」「話を聞くだけでも喜ばれる」「祭りなどで自国の踊りや料理を紹介してもらう」「各国語でイベント紹介のチラシを作り招待する」「ちょっとしたコミュニケーションを足掛かりにしてお互いの文化を話し合い知ろうとすることが大事」「プログラムやポスターに各国の国旗を載せると興味を持ってもらえるのでは」などのアイデアが出されました。

岡村地区　テーマ　「防災」

岡村地区では、一人一人が防災力を高めることを目標に、防災について話し合いました。区役所から能登半島地震の現地経験談、横浜市の地震対策等の説明の後、３グループに分かれて、各町内会の工夫などの取り組み事例を共有し、活発な意見交換が行われました。

グループ発表では、「水とトイレパックはできれば７日分の確保が必要」「発電機などキャンプ道具は使える」「（一部の自治会では）火災発生防止のため感震ブレーカーの全戸配布を考えている」「ローリングストックは１週間分を」「一人一人が発災時に必要な行動を理解していることが大事」「在宅避難では近隣の見回り体制が重要」「避難訓練に実際に参加して初めて気づく課題もある」「消防車が入ってこられない地区で初期消火器具箱を沢山用意している」など様々な意見が出されました。

磯子地区　テーマ　「高齢化が進む地域の活性化、ごみ問題」

　磯子地区では、区役所から地域の活性化についての区内外の各地の取り組み事例の紹介と、資源循環局磯子事務所から、新たなプラスチックごみの出し方についての説明が行われました。
　意見交換では、「老人会が自治会町内会のエリアを超えて広域で活動することにより活性化している」「広報配付が大きな負担になっており、配付の委託を検討してみたい」などの意見が出されました。

汐見台地区　テーマ　「防災」

　汐見台地区では、テーマに関し、在宅避難、災害時の給水体制、地域防災拠点についてそれぞれ説明があり、その後３グループに分かれて、各町内会の工夫などの取り組み事例を共有し、活発な意見交換が行われました。
　グループ発表では、「汐見台は坂が多いため高齢者の避難が課題」「災害時の正確な情報の収集・伝達体制が重要」「高層階の足の不自由な方のために車いすやリヤカーを備えている」「マンション同士で協定を結び備蓄品など足りない部分を補えるような取り組みができると良い」「高齢化が進み防災訓練が難しくなっている」「マンションにトランシーバーを配置し役員が安否確認を行っている」など様々な意見が出されました。

屏風ヶ浦地区　テーマ　「各種団体委員の業務・推薦手続きとその課題について」

　屏風ヶ浦地区では、青少年指導員や民生委員など地域の６人の委嘱委員の方から、活動内容や苦労していることなどをお話しいただいた後、２つのグループに分かれ意見交換を行いました。
　グループ発表では、「委嘱委員の活動内容を分かりやすく簡潔に表現し募集ポスターのひな型を作ってはどうか」「若い人たちが働けるような活動の機会を持って募集してみたらどうか」などの報告がありました。

杉田地区　テーマ　「区制 100 周年に向けて　杉田地区の過去・現在・未来への取組～杉田地区の魅力再発見～」

杉田地区では、最初に、地域活動の支援に長年携わってきた元横浜市職員の松岡文和氏から、地域人材の発掘・育成に向けてアンケートを実施した自治会町内会の事例を説明いただいた後、４グループに分かれて意見交換を行いました。

グループ発表では、「担い手発掘のアンケートは多くの人の気持ちを酌み取れる」「役割の分担・責任の軽減などで多くの人が参加できるようにする」「100 周年に向け OB・OG・著名人に話をしてもらう」「地域にはイベントで役割がほしいという方もいる」「学校行事に参加することで若い人たちとの接点ができる」「自治会や団体の活動を多くの人に知らせることが参加につながる」などの意見が出されました。

上笹下地区　テーマ　「地域の担い手づくり」

上笹下地区では、担い手の確保の苦労や工夫などについて、昨年のコスモスミーティングをきっかけに子ども食堂の再開に向けて担い手を発掘した事例や栗木町内会の行事開催における協力者を増やす工夫など６つの事例の紹介がありました。

参加者からは、「子ども食堂の再開時に、以前通っていた子が大学生になって手伝ってくれた」「役割の細分化など行事へ参加しやすい工夫をして多くの人に参加してもらっている。」「担い手づくりを意識してすべての行事を行い、行事参加者の中から担い手を探している」「ひな祭りは可能な範囲での手伝いなので気軽に入れる」「定例会や恒例行事など出る回数が多いことが担い手の負担になっている」「役員退任後も好きな時にちょっと手伝うなど、地域の中でいろんな形で関わっていけるといい」などの意見が出されました。

洋光台地区　テーマ　「各自治会町内会によるゴミ等回収の諸問題について」

洋光台地区では、森野会長から収集方法のアンケート結果報告の後、９名の自治会町内会長から課題や取組事例の発表がありました。

発表では、「共働きが増えており集積所の清掃の当番制は現実的ではない」「ゴミ出しルールの詳しい一覧を自治会で作り、集積所に張り出したり自治会加入時にお渡しするなど、周知を徹底している」「チラシや集積所の掲示物などは、多言語化版を作成するなど、ごみ出しルールを守らない人への周知が必要」など、様々な意見が出されました。

３　アンケート結果

参加者 264 人、回答者計 212 人、回答率 80.3%

質問１　所属を教えてください。

①自治会町内会　159 人、②学校、公共施設など　10 人、③委嘱委員ほか　43 人

質問２　コスモスミーティングは、自治会町内会を中心とした地域で活動する様々な団体や人々が地域課題を共有し、地域の皆さまが課題解決のための意見交換などを行うことを目的としています。本日のコスモスミーティングでは、地域課題解決につながる議論ができたと思いますか。また、その理由も教えて下さい。

①　できた	58 人	（27.4%）
②　どちらかと言えばできた	111 人	（52.4%）
③　あまりできなかった	31 人	（14.6%）
④　できなかった	7 人	（3.3%）
○　未回答	5 人	（2.4%）

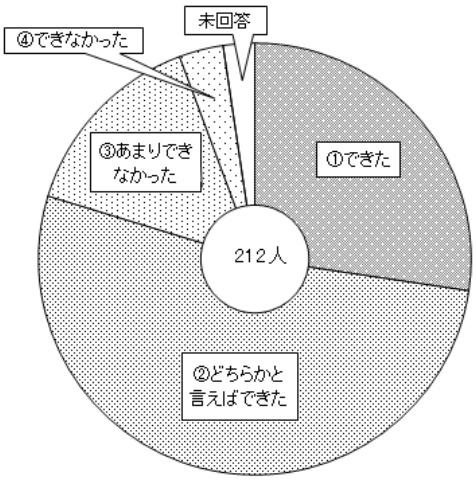

【理由 ※抜粋】

①　できた

・参加者から具体的な話しを聞き参考になった
・同じ地区の自治会の様子が聞けた。情報が得られたので今後も情報共有していきたい
・自治会の運営についてご苦労されていること、そのことを何とかしようということが皆さん共通の課題でしたので話がはずんだように思います。良いアイデア、ヒントになったのではないでしょうか。

②　どちらかと言えばできた

・各自治会町内会での地域課題解決に対策し取り組まれていました。完全な解決策は無と思いますが、いろいろと対策案があるのでその組合せで対処しなければならないと思いました
・活発な意見交換が出来た　他の地域の話が聞けてよかった
・高齢化が地域の課題であるということが、明確になった。解決策までは議論できなかった。
・自治会活動の状況をそれぞれくわしく聞くことができました。やはり人を育てていかなければ、“次の世代のにない手がいない”と言ってばかりいられない。一緒に活動して若い世代にも関心や興味を持ってもらい自治会活動を育てていきたい

③　あまりできなかった

・時間が無くあまり話し合いが出来ないと思った。もっと複雑な問題なので、時間を掛けて話し合いたかった。
・課題はでたが、解決につながるまでにはいたらなかった

④ できなかった

・問題が大きすぎる。

質問３　今後、地域で話し合いたい内容はありますか。（３つまで）

※選択項目：高齢化・防災・防犯・子育て・ごみ・地域の活性化・地域の担い手づくり・地域のつながりづくり（孤立予防）・空き家・まちづくり・交通・自治会町内会での ICT 活用・自治会町内会の加入促進・その他

【地区別上位５項目】

	1	2	3	4	5
全地区	高齢化(46.7%)	地域の担い手づくり(40.6%)	防災(38.7%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(22.2%)	ごみ(21.2%)
根岸	地域の担い手づくり(52.2%)	高齢化・防災(各39.1%)		ごみ・地域のつながりづくり(各26.1%)	
滝頭	ごみ(46.9%)	高齢化・地域の担い手づくり(各40.6%)		防災(28.1%)	自治会町内会の加入促進(21.9%)
岡村	高齢化(51.9%)	防災(40.7%)	地域の担い手づくり(37.0%)	防犯・ごみ(各22.2%)	
磯子	地域のつながりづくり(孤立予防)(53.3%)	防災(46.7%)	高齢化(33.3%)	地域の活性化・地域の担い手づくり(各26.7%)	
汐見台	防災(64.3%)	高齢化(53.6%)	地域の担い手づくり(25.0%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(17.9%)	防犯・地域の活性化(各14.3%)
屏風ヶ浦	地域の担い手づくり(62.5%)	高齢化(58.3%)	防災(29.2%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(20.8%)	子育て・ごみ・地域の活性化(各16.7%)
杉田	高齢化(48.0%)	地域の担い手づくり(44.0%)	地域の活性化(40.0%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(32.0%)	防災(28.0%)
上笹下	高齢化・防災(各42.1%)		地域の担い手づくり(36.8%)	ごみ(26.3%)	自治会町内会の加入促進(21.1%)
洋光台	高齢化(47.4%)	地域の担い手づくり(36.8%)	防災(31.6%)	交通・自治会町内会の加入促進(各26.3%)	

質問４　その他、本日の感想や今後開催していくうえでの改善点がありましたら、自由にご記入ください。【抜粋】

・１回限りでの会合では討議が不十分なので、２回にわたる会合が必要と思われる。
・もう少し長い時間を用意して欲しい
・非常に活発な会で、改めて連長会を見直しました
・それぞれが専門的な知識や情報をもって発言されており、とても参考になった。せっかくの意見を今後どのように深く話しあい、具体的な仕組みとして取り組んでいくかが課題だと思う。
・グループワークの意見交換がよかった
・グループディスカッション形式で各自治町内会長さん達の意見も出せると良いのでは
・地域の皆様と顔合せする機会は貴重だとおもいました。
・自治会で会員同しで話し合いをして安心、安全な住みやすい自治会にしたい。

磯子区連合町内会長会資料
令和６年 10 月 17 日

自治会町内会長　様

磯子区福祉保健課長

令和６年度「磯子区社会福祉大会」「第４期スイッチＯＮ磯子講演会」の開催について（依頼）

時下　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、地域福祉保健の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和６年度磯子区地域福祉保健計画（スイッチＯＮ磯子）講演会を次のとおり開催いたします。地域福祉保健活動をされている皆様に周知していただき、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。
また、第１部として磯子区社会福祉協議会が主催する、磯子区内の社会福祉の推進に特に功績のあった個人または団体を表彰する「磯子区社会福祉大会」が開催されることを申し添えます。
なお、民生委員児童委員協議会及びスイッチＯＮ磯子地区別計画推進組織には、別途お知らせいたします。

１　日時
令和６年 11 月 28 日（木）　午前 10 時 00 分～午後 12 時 30 分（午前９時 30 分開場）
第１部：午前 10 時 00 分～10 時 40 分　　磯子区社会福祉大会
第２部：午前 11 時 00 分～午後 12 時 30 分　スイッチＯＮ磯子講演会

２　会場
磯子公会堂ホール（講堂）
※事前申込不要
※要約筆記あり

３　実施内容
（１）第１部：磯子区社会福祉大会
（２）第２部：スイッチＯＮ磯子講演会
講演テーマ：「知る」～多様性を認め合って、高める地域の力～
講師：宮脇　文恵　氏（宇都宮短期大学　教授）
講演内容：地域における「多様性」とはどういうことか？
誰もが住みやすい地域づくりのために地域活動者ができる配慮について

４　添付資料
講演会チラシ

【担当】磯子区福祉保健課　事業企画担当
朝日・尾形・室本
ＴＥＬ：０４５－７５０－２４４２
e-mail:is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp

令和６年度磁子区社会福祉大会＆スイッチＯＮ磁子講演会

「知る」～多様性を認め合って、高める地域の力～

令和6年11月28日(木)

無料
申込不要

9:30　開場
10:00～10:40　磁子区社会福祉大会
11:00～12:30　スイッチON磁子講演会

＠ 磁子公会堂

横浜市磁子区磁子3-5-1
（磁子区総合庁舎）

※親子室あり　※要約筆記あり

講師　宮脇　文恵　氏

講師プロフィール
東京学芸大学教育学部卒業
日本社会事業大学大学院博士前期課程修了
現在、宇都宮短期大学人間福祉学科教授
専門は福祉教育論、地域福祉論。

地域における「多様性」とは、
どういうことだろう？

誰もが住みやすい地域づくりのために、
できることを考えてみよう！

アクセス

JR根岸線「磁子駅」徒歩5分

※公共交通機関をご利用ください。

同時開催　※詳細裏面

10:30～14:30
障害者施設自主製品販売
「コスモスショップ」
＠磁子区役所1階

9:30～12:00
フードドライブ
＠磁子公会堂来場者受付

お問合せ
社会福祉大会　磁子区社会福祉協議会　TEL 045-751-0739　FAX 045-751-8608
講演会　　磁子区福祉保健課事業企画担当　TEL 045-750-2442　FAX 045-750-2547

スイッチON磯子　ってなに？

スイッチON磯子案内役「梅さん」

地域の皆さんがお互いに支えあう仕組みづくりをみんなで進めるための計画だよ。令和6年度の推進テーマは「多様性」！

障害者施設自主製品販売　ってなに？

通称「コスモスショップ」。磯子区内の障害者施設の自主製品（パン・お弁当・焼き菓子・手工芸品・野菜など）を販売しているよ。

いつ、どこで買えるの？

毎月**第3水曜日・第3木曜日　10:00～15:00**

@ 磯子区役所1階区民ホール　　※11/28も実施

フードドライブ　ってなに？

お問合せ
磯子区社会福祉協議会
TEL 045-751-0739

食べきれない食品の持ち寄り活動、いわゆる「おすそわけ」。
11/28にお持ちいただいた食料は、生活にお困りの方や、各地区の「こども食堂」などに責任を持ってお配りするよ。

寄付できるのはどんなもの？

・穀類（お米、麺類、小麦等）　・乾物（のり等）　・保存食（缶詰・瓶詰等）
・調味料各種、食用油　・飲料（ジュース、お茶等）
・ギフトパック（お歳暮、お中元等）　・インスタント食品、レトルト食品
当日会場にお持ちくださいね。

我が家にもありそう！注意点は？

ご協力を
お願いします！

・賞味期限が明記され、かつ、2か月以上あるもの
・未開封で常温で保存可能なもの
・破損していないもの、中身が出ていないもの
・お米の場合は古くないもの

磯子区連合町内会長会資料
磯区社協発第２６２号
令和６年１０月１７日

自治会町内会長　様

社会福祉法人
横浜市磯子区社会福祉協議会
会　長　　小宮山　　滋

令和６年度「磯子区災害ボランティアセンター設置・運営訓練」の実施について(依頼)

時下　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
日頃から､本会の運営に対しましてご理解並びにご協力を賜り､厚く御礼申しあげます。
さて、来る１１月１７日(日)に、標記事業を別紙チラシのとおり開催いたします。
つきましては､「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」のチラシを掲示いただける場合は下記事務局までご一報くださいますよう、お願い申し上げます。

１．掲示期間　　～令和６年 11 月 17 日（日）まで

２．内　　容　　行 事 名：磯子区災害ボランティアセンター設置・運営訓練
日　　時：令和６年 11 月 17 日（日）　13:30～16:00
場　　所：磯子センター　体育館
（磯子区磯子３－１－４１）

３．事 務 局　　磯子区社会福祉協議会
担当：小林
電話：０４５－７５１－０７３９

令和6年度

「磯子区災害ボランティアセンター設置・運営訓練」のご案内

（この事業は赤い羽根共同募金を財源にした「磯子区ふれあい助成金」の配分を受けて実施しています。）

いつ起きてもおかしくない災害。いざ、災害に備え、より実際に近い実践的な訓練を目指します。
皆さん、一緒に訓練しませんか。皆様の参加をお待ちしています。

磯子区災害ボランティアネットワーク　代表　森本　美知子

ボランティア
受入れ・登録

被災者のニーズ
の受付け

情報収集・
提供

ボランティアとニーズの
コーディネート

ボランティア活動
の説明と派遣

ボランティア
活動

参加するとわかること・体験できること

「災害ボランティアセンター」って何？何するの？どこにあるの？

どうしたら災害ボランティアへの依頼ができるの？

どうしたら災害ボランティアとして活動できるの？

ボランティア登録
QRコード
（当日のみ有効）

日時：11月17日（日）13:30 ～ 16:00

上記時間内にいつでもご来場ください。所要時間は30分程度です。

会場：磯子センター体育館（磯子区磯子3-1-41）

主催：磯子区災害ボランティアネットワーク・横浜市磯子区社会福祉協議会
後援：磯子区役所

問合先・連絡先：区社協　担当：小林　電話　045-751-0739
FAX　045-751-8608
受付時間　平日9時～17時

消費生活情報
よこはま くらしナビ navi
令和6(2024)年　11月号
月次相談リポート
“お互いに 一声かけて見守りを!”
発行：横浜市消費生活総合センター

アプリの会員登録のつもりが別サイトでのサブスク契約に

電子マネーアプリの会員登録のために、画面に表示された「スタート」ボタンを押し、クレジットカード情報を入力した。すると海外の動画サイトのサブスク契約につながり「月額会費7,500円」を請求された。

（相談者:60歳代 男性）

会員登録しようとしたサイトの画面に表示された「スタート」などのボタンは、デザインで勘違いさせ、サブスクリプション契約※等に誘導する別事業者の広告の場合があります。自身が登録したいサイトの手続きボタンなのか、押す前によく確認しましょう。

※定額を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができる契約。

⚠トラブル防止のポイント

- ☑「スタート」「OK」などがボタン表示された場合、周辺に「×」印がある広告でないかを確認する!
- ☑ ボタンをクリックして移った画面のURLを確認する!
- ☑ 契約内容が表示された最終確認画面を保存する!

水消火器で的当てゲーム

おうちの防災グッズなぁに？クイズ

対決！バケツリレー

紙食器づくり

なまずの学校

楽しみながら防災を学ぼう！

カードゲームシャッフル

家具転倒防止まちがいさがし

毛布で担架タイムトライアル

ジャッキアップゲーム

水害紙芝居

自治会・町内会の防災担当者必見

令和６年度

楽しい防災プログラム体験会 in 磯子

最近、自治会町内会の防災訓練を実施しても、「メニューがマンネリ化していて人が集まらない」「若い世代の参加者が少なくて困っている」。こんなお悩みを抱えていませんか？磯子区では、大人も子どもも楽しみながら参加できる「楽しい防災プログラム体験会」を開催します！

日 時 令和6年11月23日（土・祝）
9：30～12：00（開場 9：15予定）

会 場 横浜市磯子スポーツセンター 第２体育室
（磯子区杉田5-32-25）

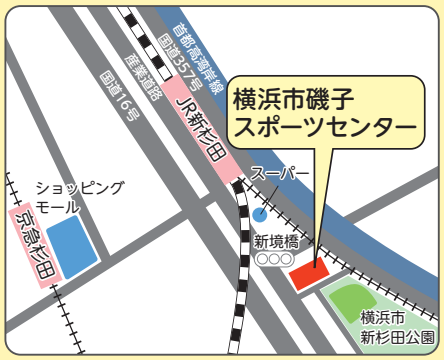

主な対象者 磯子区在住の自治会・町内会の防災担当者、子育て世代の方など

募 集 200名（入場無料・事前申込制・先着順）
定員に達した時点で申し込みを締め切ります。

内 容
1. 楽しみながら学ぶ防災活動のコツ（講義） 9：35～9：55
2. 楽しい防災プログラム体験（実演） 9：55～11：55

講 師 小倉 丈佳 氏（NPO法人プラス・アーツ）

【申込期間】 11月１日（金）から11月17日（日）まで

【申込方法】 電子申請・届出システム
磯子区 楽しい防災体験会 検索

※参加を希望される方の氏名と連絡先（メールアドレスおよび電話番号）をお知らせください。
※申し込みにあたりご提供いただいた個人情報は、講演会の運営にのみ使用します。

電子申請システム
二次元コード

主催：磯子区役所 【問い合わせ先】磯子区役所総務課危機管理・地域防災担当 電話 750-2312 FAX 750-2530

令和６年度

磯子区青少年健全育成講演会　磯子区児童虐待防止講演会

令和7年 2月10日(月)

14時～16時（受付:13時30分）

参加無料

講師 やすなが さとみ **安永 智美 氏**

スクールカウンセラー・公認心理士・保護司

近年、青少年を取り巻く社会の環境は目まぐるしく変化し、彼らが抱える問題も多様化しています。
問題を起こす子どもは困った子どもではなく、困っている子どもです。
皆様に、子どもたちと接するうえで大切な姿勢をお伝えします。

令和６年３月まで福岡県警で少年補導職員を28年間務め、現在はスクールカウンセラーとして子どもたちと向き合っています。
また、子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもしないため、全国で講演活動を行っています。

お申し込み

期間：11/11（月）～2/3（月）

託児保育にご希望の方は、別途お電話でご相談ください。

会場：磯子公会堂（磯子区磯子３－５－１　磯子区総合庁舎１階）

【主催】 磯子区役所・磯子区青少年育成協議会（事務局　磯子区役所地域振興課）

【問合せ先】　磯子区役所地域振興課　電話：045-750-2393

磯子区役所こども家庭支援課　電話：045-750-2529

磯子図書館50周年記念
令和６年度　磯子区読書活動推進講演会

令和７年２月15日（土）
13時30分～15時

恐竜の進化と絶滅から今を考えよう

参加無料

大人から子どもまで、幅広い世代にお楽しみいただける内容です!

場所

磯子公会堂
（磯子区磯子3-5-1）

講師

ヒサ　クニヒコ氏
漫画家、恐竜研究家、イラストレーター
1944年東京生まれ。
慶応義塾大学卒業。マンガやイラスト、絵本の執筆を多数手がける。1972年、第18回文春漫画賞を受賞。恐竜研究家としても知られ、日本から海外まで、各地の発掘現場や博物館をたずねている。

申込

11月11日(月)～ 2月9日(日)
お電話、メールでも申込可能
問合せ・申込先：磯子区地域振興課
☎：045-750-2393
メール：is-dokusho@city.yokohama.jp

申込はこちら↓

「きょうりゅうぺぺのぼうけん」草炎社　2006年
作・絵　ヒサクニヒコ

恐竜は2億年もの長い間、地球上のあらゆる大陸で発展し、たくさんの種類が誕生しました。なぜそんな恐竜たちが滅び、同じ時代にいた鳥やワニは生き残ったのでしょうか。現代と恐竜時代を比べながら、地球環境の変化の中で人類はどうなるのか、お話いただきます。